



Title	開拓地農家経営における農林提携に関する實態調査(Ⅲ)：小川開拓地について
Author(s)	加納, 瓦全; KANO, Gazen; 小関, 隆祺 他
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 18(1), 55-112
Issue Date	1956-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20745
Type	departmental bulletin paper
File Information	18(1)_P55-112.pdf



開拓地農家經營における農林提携 に関する實態調査 (III)

小川開拓地について

加 納 瓦 全
小 関 隆 祺
霜 鳥 茂

INVESTIGATION ON THE ACTUAL STATES OF INTIMATE
CONNECTION OF AGRICULTURE AND FORESTRY IN
THE FARM MANAGEMENT, ESPECIALLY IN THE
NEWLY DEVELOPED LAND IN HOKKAIDO (III)
A CASE OF "THE KOGAWA-KAITAKUCHI"

By

Gazen KANO, Takayoshi KOSEKI
and Shigeru SHIMOTORI

目 次

序 言	56
I. 小川開拓地概況	58
1. 位 置	58
2. 沿 革	58
3. 自然的環境	59
イ. 地勢, 土質, 植生	59
ロ. 気 象	59
4. 社会経済的環境	60
イ. 土 地	60
ロ. 住 民	61
ハ. 交通, 通信, 市場など	63
ニ. 政府資金及び補助金	64
ホ. 開拓建設工事	65
II. 開拓地の營農概況	66
1. 太樺村の農業展望	66

2. 入植と開墾	68
3. 耕作, 営農状況, その他	70
4. 畜産関係	74
5. 林業関係	75
III. 太櫛村開拓農業協同組合	77
IV. 農家経済調査	80
1. 調査農家の前歴	80
2. 土地	81
3. 労働力	84
4. 生産手段	85
5. 作付状況	88
6. 農業収穫とその商品化	91
7. 農家収入	93
8. 農家支出	95
9. 収支対照および貯蓄負債	99
10. 林野利用状況	101
V. 小川開拓地の調査総括	103
結 言	109
Summary	111

序 言

農家経営と林野利用とのつながりのかなり緊密なものであることは一般に認められているが、新しく、しかも、不利な諸条件下において営農が開始された現在の開拓地において、はたして農業と林業とがどんな関連性をもちつつ農家経営が進められているか、これらの実態を知りたいのが筆者らの念願であるが、これらの関連性の厚薄あるいは緊密度は、開拓地の立地条件により、したがって、また、営農形態などによつて大きく左右されることはいうまでもないことである。

この観点の下に筆者らは、すでに、さきに道東地区の根釧原野に位する比較的樹木や林野に恵まれた川上郡標茶町弥栄開拓地をとりあげ、更にまた道央の、これは開拓地区内に林野の少ない上川郡美瑛町五稜開拓地を俎上にのせてその実態調査を行い、それぞれその結果を報告*したが、今回は更に一転して道南地区の瀬棚郡下の小川開拓地について、前二者の調査と同様の方法でその実態を調査観察したので、その結果をここに報告する次第である。

* 加納瓦全・小関隆祺：開拓地農家経営における農林提携に関する実態調査 (I) 彌栄開拓地について、北大農学部演習林報告, 第17巻, 第1号, 昭和29年。

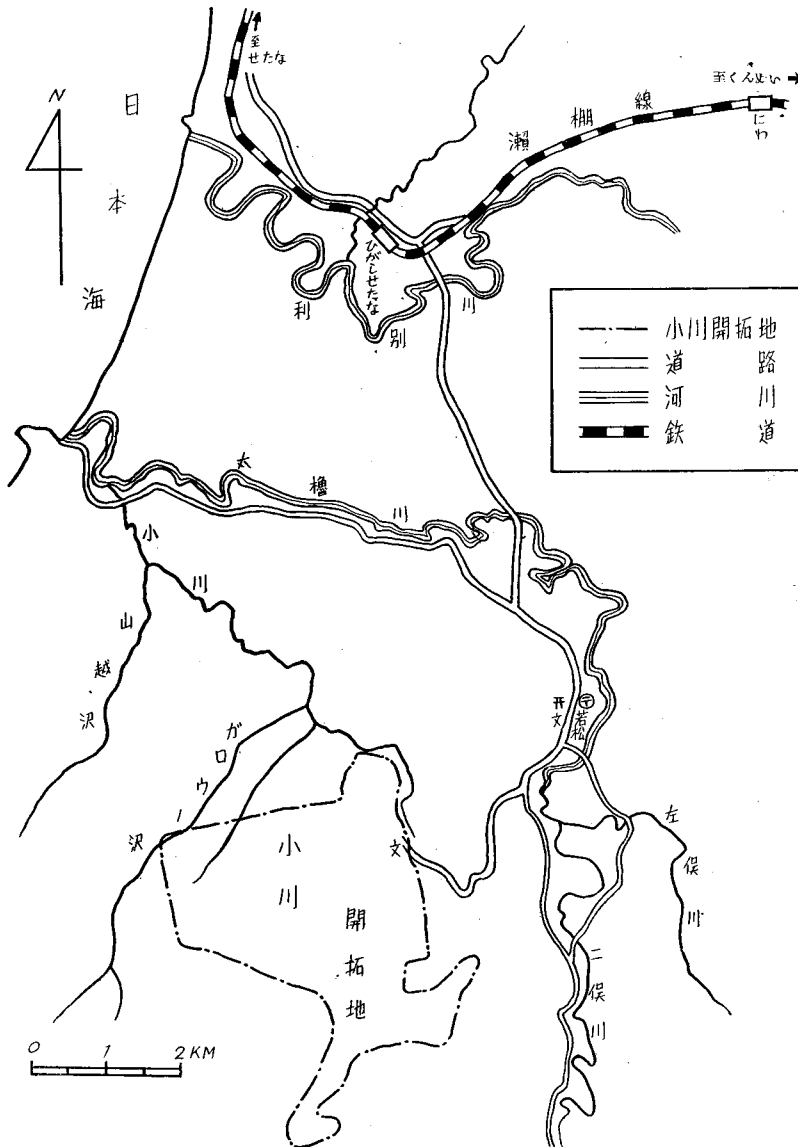
加納瓦全・小関隆祺：開拓地農家経営における農林提携に関する実態調査 (II) 五稜開拓地について、北大農学部演習林報告, 第17巻, 第2号, 昭和30年。

本調査は昭和30年7月中旬に行つた。

本調査にあたり、資料の提供と調査の実行に協力せられた太櫓村開拓農業協同組合、北櫓山町役場、北海道農地開拓部関係部課の諸氏に衷心より感謝の意を表する。

なお、本調査費用の一部に北海道科学研究補助金をあてた。

小川開拓地位置圖



I. 小川開拓地の概況

1. 位 置

小川開拓地の行政区域は瀬棚郡北檜山町大字太櫓村字小川である。北檜山町は瀬棚郡東瀬棚町と太櫓郡太櫓村とが昭和30年4月1日合併してでき上った新町名で、本開拓地は合併前では太櫓村字小川に属していた。北檜山町役場は元の東瀬棚町にある。

小川開拓地の位置は国鉄瀬棚線東瀬棚駅の南方約14km、若松市街(旧行政区劃は太櫓村字若松で北檜山町役場の支所がある)の西南方約6kmの地点にある。本開拓地は一団地ではあるが別掲図の如く不整形を呈している。だいたい太櫓川の上流二俣川と太櫓川の支流小川の分流ガロー沢との間に介在し、一口にいえば小川の上流地帯で、北部の大半と東部の一部が民有地村有地に接するほかは、全部国有林によつて囲まれている。東部北半は小川部落に隣接している。

2. 沿 革

本開拓地の沿革を按ずるに、入植前の土地所有関係は大部分が民有であり、一部は国有林であつた。民有地は地区北部の大団地を占め、従来いわゆる小川区劃として知られていた。小川区劃は早きは明治の末葉より大正の初年にかけて植民区劃地として入植を開始し大正7~8年にはほとんど開発せられ入植戸数90を数うるに至つたが、その後、交通不便地味の不良、営農計画や技術の欠陥に基づく農業恐慌の影響その他により、漸次転職または本道奥地へ移転のため放棄せられ、地区の約半分は不在の一大地主の所有に帰し、残りは在村又は不在村の約40名の小地主により確保せられ、その一半はカラマツの植林を見たも、他は放置されて荒廢し、あるいは二次林の自然成立にまかされた。民有地の買収は24年5月と25年3月の再度にわたり行われた。

国有林は地区東南部の細長不整形部分の両端部がこれに該当し、保管轉換前までは東瀬棚営林署管内太櫓事業区の46, 47, 49林班の一部をなした。本地は23年12月再度にわたり管理換を見た。轉換前における林相としては往時数度にわたり択伐されたものであり、樹種はブナ(65~70%)を主とし、イタヤその他の広葉樹及びトドマツを混じ、主林木たるブナは直径平均40cm、樹高約20mでha当り総蓄積は約50~60m³にすぎなかつたが、これらは入植開墾にともない開拓者保護の見地より開拓者に売払われた。

小川開拓地における入植は21年に元国有地に引揚1戸、村内分家及び転業者6戸、計7戸が入地せるに始まる。その後引きつづき香川、長野、宮城の各県より入植を見たが一時は離農者多数を出せることあるも現在は定着状態佳良を示している。調査時の入植戸数は56戸である。

本地区については24年度道開拓計画課により671町につき、26年度北海道開発局により197町につき、両度にわたり開拓地計画の樹立を見たが、この外に元国有林の一部に面積57.4町の緊急入植地が含まれている。

3. 自然的環境

イ. 地勢、土質、植生

本開拓地は標高150~330mの波状丘陵地帯で、道南地区の一部として気温上問題のない低さである。旧国有林とその間に狭まれた旧民有地を含む地区は大体高台をなし、一部沢を含むほか地形上の大きな変化はないが、一団地をなす旧小川区劃は西南部が一応まとまつた高台地をなすほか、東北方に向つて数条の沢が入り込み、またその沢も更に小沢に細分されているところもある。可耕地は主として台地や二つの沢の間に介在する比較的平坦な土地に見出される。沢沿いの土地は傾斜がかなり急である。

地質については大部分第四紀新層に属し、土性は駒ヶ岳系火山灰性埴壤土ないし壤土が20cm内外の深度を有し、上部は腐植質を含む暗褐色ないし黒褐色、下部はこれよりやや薄く褐色ないし茶褐色を呈し、一般的には酸性は強くないが荒廢地はやや強い。旧国有林の部分は洪積層に属しほとんど壤土で腐植質も比較的多く、地味も肥え結合度も軟く湿度中庸である。全地区にわたり石礫はない。

植生については特に天然生状態を呈する沢沿いの急傾斜地にはセン・ハンノキ・ブナ・ホホ・ヤナギ・シナ・ナラ・イタヤなどが混生して一応の林相をととのえているが、二次生林としてはガンビ・ドロ・カシワなどが疎生し、手入れのされてないカラマツの造林地も一部に残存している。草本としてはヨモギ・ナナツバ・イラクサ・イタドリ・フキ・アザミ・ネマガリ竹等最も多く、ハギ・ススキ・ワラビ・カヤなども普通である。旧民有地における天然生二次林の蓄積は町当たり100石位あつたようである。旧国有林のうちまだ開墾せられない西南地区には前にふれたようにブナを主林木としイタヤ・シナ・ホホ・セン・ナラ・トドマツ等がha当り50~60m³くらい残存し、下層植生にはイヌガヤ・クロモヂ・サビタ・フツキソウ・オオカメノキ・ネマガリ竹などが一番多い。

ロ. 気 象

太櫓村全般にわたつては南は久遠郡と、北は瀬棚郡と峯界をなし、西は日本海に面し対馬海峡を経てくる暖流が岸に沿い流れるため比較的温暖で、日本海気象の影響により昼夜の温度の差は割に少ない。

開拓地近傍においては詳細な気象観測をしているところが無いので、一応今金原種農場観測所のデータを上げることとするが、気温は昭和20年より29年までの平均で午前10時1回の観測による。今金と開拓地とでは距離的に、また海拔高より見て多少のへだ

第1表 月別平均気温および日照時数

要素 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
気温 (°C)	-3.7	-3.3	1.0	7.7	11.9	16.7	21.6	22.8	20.0	14.1	4.0	-2.0
日照時数	28.3	48	120	180	177	150	125	149	155	139	79	21

たりがあるが大きな差はないと思はれる。

第1表をみると、最低気温は1月下旬の -10°C で、3月ころより順次上昇し最高は8月中旬で 26.6°C に上り、9月より11月上旬まで逐次下降を辿り、11月中旬に入り急降し、12月更に下降の経過を示す。

日照時数は3月より10月までの月平均は150.4で、特に冬季間の日照時数の少ないのは季節風により生ずる陰雲によると見られるが、農耕営農に大きい関係はない。

別に道開発局の樹立した地区開拓計画書によると5~9月の農耕期間における平均気温は 15.4°C となっている。

降水年総量は前掲計画書によると1,501 mmを示し今金のデータでは年間平均月降水量は108.4 mm、最小は4月の60.2 mm、最多は9月で152.7 mmを示す。春季は少なく盛夏より秋季にかけ多くなる傾向にある。

開拓地における初霜は10月上旬、晩霜は5月中旬で無霜日数約140日で低地帯に比し約1週間の差がある。根雪は大体12月下旬で積雪量は1~1.6 m位であるが場所柄所々に吹きだまりを見る。融雪は4月下旬である。

風向は夏、秋季を通じ南西最も多く、春季はやや南に偏するが冬季は北西に変る。風速は今金では12、1月最強3.5 m、最低8月1.7 mとなり、6月より10月までは平均1.9 mで弱いが開拓地でははるかに強くなっている。

4. 社會經濟的環境

イ. 土 地

本開拓地の大半は先に沿革の項で述べた如く、古く殖民区劃により入植された土地であるが、戦後の緊急開拓としては21年にあらためて入植を見たのが最初である。

現在、開拓者総戸数は56でほぼ満配にちかいが、土地総面積は925.3町で元所有は民有地819.5町、国有林105.8町である。

昭和24年道開拓計画課により671.2町につき、更に26年道開発局により196.7町につき地区開拓計画が立てられたが、その外に元国有林57.4町に緊急開拓として5戸入植している。

第2表 土地利用区分

	耕地	防災施設	道路	水路	宅地	公共施設	薪炭林地	採草地	その他	計
24年度計画	311.8	158.8	12.0	3.5	9.2	8.0	86.0	81.1	0.8	671.2
26年度計画	107.0	30.4	5.0	2.1	3.0	0.2	23.5	21.2	4.3	196.7
計	418.8	189.2	17.0	5.6	12.2	8.2	109.5	102.3	5.1	867.9

いま両度の地区計画における土地利用区分を示すと第2表の通りである。

防災施設とはほとんど大小の沢沿いに残された土砂扨止林のことで、この開拓地としてはその地勢上大きな割合を占めている。24年度計画の薪炭林のうちには27.7町採草地のうちには8.5町の共同使用のものが含まれているが、これは地区割りの都合よりはちぎ出されたような事情があつて本来の共同使用の目的にそわぬ位置にあるものがある。

宅地はもちろん全耕地ならびに共同使用地を除いた薪炭林地と採草地とが各開拓者に配分されている。最初の計画では緊急入植の分をのぞき、24年度計画は46戸、26年度は15戸を目標にし、別に緊急開拓の分があり、したがつて全戸数としては約66戸が考えられたが土地利用の実際より、今のところこれ以上入植させる余地はそうないようである。

全地区は元民有地の大部分を占める信香台と元国有林を主体とする旭台の二分区に分かれる。信香台とは長野・香川各県の出身者が多いのでそう呼ばれている。

地区計画による1戸当り経営面積は両度の計画により、また同一年の計画でも地況により多少異なるが(9.8町、10町、10.3町)大体10町であり、畑は6.4~7.3町、採草地0.9~1.7町、薪炭林地1.4~1.7町、宅地はいずれも2反となつていたが、現地の実際には大分大きな個人差がある。

いま配当地の確定している42戸について見ると、9町以下9戸、9~11町6戸、11町以上17戸となつている。9町以下のうちには5町、5.3町など過小なものもあり、11町以上のうちには15町のものも含まれる。42戸の平均は9.8町となつている。また、可耕地面積の範囲は2.9~11.9町と大きな開きを見せ平均は6.84町、附帯地は1.1~7.1町とこれまた大差あり、平均は3.49町である。

現在個人の所有地は一団地をなしているが、不合理な共同所有地の変更や再配分をめぐり、幾分の飛地のできることも予想される。

口. 住 民

本開拓地の農家世帯総数は56戸で総人口250人(男128人、女122人)である。年度ごとの入植、離農、定着状況は後節にゆずり、ここではまず開拓者の出身地別、前職別を示すと第3表及び第4表となる。

第3表 出身地別戸数

出身地	香川	長野	宮城	道内	引揚	計
戸数	27	8	8	9	4	56

香川県出身が圧倒的に多い。引揚4のうち3戸は樺太、1戸は満洲である。道内は地元がほとんどである。

第4表 前職別戸数

前職	農業	日雇	会社員	土建業	警察官	計
戸数	49	3	2	1	1	56

農業が大部分を占めているが、このうちには農業を前職とするものはもちろん、多少その経験を有するもの、農業実習所を出所したもの、或は農家の分家入植などその幅はかなり広い。

次に家族数別世帯は第5表の通りで、2人世帯が特別に多く12を示すほか、3人から7人まではほぼ同じくらいで大部分を占め、8人以上及び1人はごく少ない。

1世帯平均家族数は4.5人弱である。性別、年齢別人口構成は第6表の如く51歳以上はきわめて少ない。

第5表 家族数別世帯数

家族人数	世帯数	家族人数	世帯数
1	2	6	8
2	12	7	7
3	8	8	2
4	6	9	2
5	9	計	56

第6表 性別、年齢階別人口

(人)

年齢階	性別			年齢階	性別		
	男	女	計		男	女	計
0~5	16	20	36	36~40	6	4	10
6~10	21	19	40	41~45	5	8	13
11~15	18	14	32	46~50	7	4	11
16~20	11	14	25	51~55	6	—	6
21~25	12	13	25	56~60	3	—	3
26~30	10	10	20				
31~35	13	16	29	合計	128	122	250

稼働者総数は131名で、男69、女62となっている。

ハ. 交通、通信、市場など

本開拓地は東瀬棚駅の南方14km(道路延長)、若松市街の西南方6kmの地点にあるが、東瀬棚町、すなわち合併後の北檜山町より若松市街を通じ久遠村を経てさらに江差にいたる路線は二級国道で幅員も広く6mあり、補修も行きとどき立派なものでバス、トラック等の重量車の急速運行に何等差支えない。東瀬棚駅と久遠村との間には函館バス株式会社の営業線が設けられ1日3往復している。東瀬棚駅若松市街間は約25分を要する。

若松市街より開拓地までは以前は町村道で、多年使用の結果路面もいたんでいたが、昭和26年開拓道路として改修されよほど良くなったとのことであるが、幅3mで途中小川峠のごとく急カーブ、急勾配の箇所もあり、馬車、トラックの交通は可能ではあるが現在路面不良の部分もある。現在定期的交通施設はない。

通信については若松市街に郵便局あり、局の集配人が毎日1回小川小中学校まで郵便物を運び、さらにこれを通学児童が家庭まで運ぶしくみになっている。若松市街では日刊新聞は午前中に配達されるが、現地では普通1日遅れる。現在太櫓村ではラジオ共同放送施設をなし、若松市街農協事務所内に放送室を設けて地区農村あての放送をしているが、本開拓地では28年より各戸が聴取しており、連絡通信に役立つほか娯楽のほとんどない開拓地にうるおいを与えている。

なお地区漁村に対しては太櫓村の漁協事務所より放送している。

最寄の市場としては矢張り若松市街をあげねばならない。ここで生産物の販売はもちろん、生活物資や生産用諸消耗品が購入される。若松市街地は戸数130、人口約600を数え一応店舗もある。北檜山町まで出なければ用の足せぬ場合もあるが、山からの交通の便もよくないのであまり利用しない。開協事務所は市街地内の農協事務所と同居している。

教育施設としては地区内町村道沿いに1校あり、小川小・中学校が併置されている。現在3学級あり、小学2学級65名、中学1学級27名、計92名で教官は校長のほか教師3名である。小学校の開設、1教室の設置はすでに古く明治44年にさかのぼるが、他の2教室は1は昭和24年道費補助50%、残額町村費負担、他は27年に国費組換え、道費補助8割を以て建てられた。本校は開拓者の子弟のみならず小川部落のものも共に利用している。なお若松には若松中学及び定時制高校がある。

開拓地内には保健衛生施設は全然ない。若松市街には道立若松診療所あり、医師1名が勤務している。最近開拓保健婦1名が診療所に配置され開拓地内の衛生方面に専念している。開拓者の保健状態は栄養、住宅などの点で佳良とはいえない。特に成長期にある学童の病欠席の多いのはこれに影響されることが大きい。

住宅は一応住宅補助金を受けて出来ているが一般に甚だ粗末で保温衛生上よろしくな

い。

開拓地内には小沢や溪流が随所にあり、多く住宅はこれを利用するに便利な場所に設けられている。水量も豊富で水質も良く用水に事欠くことはない。井戸を利用している者もある。高台でも6~7mで水が出る。

電灯施設はもちろんなく、主として石油ランプに依存している。

一般に文化的社会的施設としては前述のラジオ共同聴取施設くらいのものである。日刊紙を購読するものは開拓者の約1/3で道新が最も多く、次は函館新報その他である。営農上の雑誌などほとんど読まれず時に娯楽雑誌などがせいぜいである。

二. 政府資金及び補助金

開拓者中入植時資金を携行したものはごく少なく、また、たとえ持参するもその額は多からず、殆どが政府資金及び補助金によつて生活を支え営農を進めてきた実状にある。

政府資金は開拓者資金融通法により貸出さるるもので、一般営農(現金支給)、農機具、家畜導入、土壌改良資材の4種に区分されるが、これらの各種資金の説明は前報告*に記載してあるので、ここには現在までに本開拓地に支出された政府資金を総括して示すと第7表の如くである。

第7表 借入政府資金 (円)

年度 資金別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
一般営農(現金)	80,000	212,400	282,470	606,359	380,900	550,000	571,000	340,300	3,023,429
農機具	—	71,690	302,620	137,200	253,400	163,000	288,900	240,200	1,457,010
家畜	—	28,875	175,000	250,000	230,000	90,800	620,900	—	1,445,575
土壌改良資材	—	—	—	—	216,679	85,287	36,540	125,000	463,506
合計	80,000	312,965	760,090	993,559	1,130,979	889,087	1,517,340	705,500	6,389,520

総額639万円となり、仮に現在入植者56戸を対象とすると1戸当り約11.4万円となる。

本資金の償還は一般営農は27年度より、農機具は28年度よりなされている。一覽的に見れば第8表の通りである。

第8表 政府資金償還

年度	27年	28年	29年	計
金額(円)	7,024	27,533	103,612	138,169

* 加納瓦全・小関隆祺：開拓地農家経営における農林提携に関する実態調査(I) 彌栄開拓地について。北大農学部演習林報告, Vol. 17. No. 1, 1954.

補助金は開墾補助金と住宅補助金の2を含み、開墾補助金は原則的には開墾開始の年から5カ年を限って現金で支給される。開墾補助金及び住宅補助金は第9表及び第10表の通り総括される。

第9表 開墾補助金

年度 (年)	補助金額 (円)	該当面積 (町)	年度 (年)	補助金額 (円)	該当面積 (町)
22	—	13.52	27	923,799	53.79
23	249,874	10.19	28	2,102,290	72.43
24	161,990	27.26	29	871,125	23.62
25	346,943	21.55			
26	724,080	63.91	計	5,380,101	291.27

第10表 住宅補助金

年度	昭和23	24	25	26	27	28	29	計
棟数	8	14	1	9	9	8	14	63
坪数	108	168	16	95	101	142	155	785
金額(円)	432,000	756,000	50,000	540,000	805,000	660,000	1,760,000	5,003,000

ホ. 開拓建設工事

開拓建設工事としては、若松市街より開拓地に通ずる町村道を開拓道路として改修せるほかは、地区内における農道建設がその大部分である。いま、農道建設総括を示すと第11表の通りである。

第11表 農道建設

年度	昭和22	23	24	25	26	27	28	29	計
延長(m)	1,817	1,495	2,368	3,840	1,170	6,152	6,138	(2,993) 1,070	(2,993) 24,050
金額(円)	72,100	420,354	599,333	1,095,000	470,000	3,120,000	5,401,000	2,000,000	13,177,787

備考 22年は代行事業所、23年、24年は村直営、25年以降は開協施行。

()は砂利しき。

農道のほか建設工事として23年に火薬抜根11.57町、156,589円、25年に暗渠5町、173,000円が実施されている。火薬抜根は大径根株のあつた元国有林の一部に限り行われたものである。

本開拓地内には多くの沢沿いに急傾斜地が見られ、土砂扨止など土地保全上の考慮が甚だ必要であるが、現在林相をなす森林地帯が残存されているので、これが手入改善など

管理上の措置により目的を達せられ特別の施設を要しなかつた。また地形の割れてる関係から幹線的防風林の必要はない。

II. 開拓地の營農概況

1. 太櫓村の農業展望

小川開拓地の属する太櫓村は渡島半島の西北方に位し、南は久遠郡と峯界をなし、北部は東瀬棚町に、東部は今金町と境を接し、西は日本海に面している。東西 22.4 km、南北 23.5 km に拡がり面積 222,252 km² である。地勢は大体波状性丘陵が多く、南方に向いやや高度を増し低山地帯を形成し、太櫓本流は太櫓岳山地帯より出でほぼ西北流し、村の北部にいたり西流し日本海に注ぐ。その流域はほぼ平坦地をなす。太櫓の分流の小川は小川区劃地の丘陵地帯より発して西北流し、海岸より約 1.5 里の地点で太櫓本流に注いでいる。農耕地はほとんど太櫓の本流ならびに分流に沿うた平坦地やこれに接続する丘陵地帯にある。

太櫓村の開基は明治 6 年で、開拓使の出張所が設けられた。海岸地帯だったので比較的早く移住を見た。初めは船着場とし魚獲に重きを置かれた。明治 25 年には東北地方より漁民の来住するもの多く戸数 250 に達した。年を逐うて奥地の開発に移り、明治 35 年には若松に小学校が新築され、36 年に森林看守駐在所も設置された。

39 年に太櫓・古櫓多・良瑠石・鵜泊の四村を合して一村となり、二級町村制が施行された。小川区劃地は 39、41 両年に設置され、大正の初めに戸数すでに 70 余となつたがその後経営思わしからず、離農者続出し多くの土地が荒廢に委せられたことは既に沿革の項で述べた。

近年においては漁獲の激減に伴う漁業の不振により農業の充実進展に目標を置き換え、戦後の緊急開拓にも大きい関心を示し、すでに入植地区数 8、入植者世帯数 137 で買収地総面積 2,460 町に上つた。更に昨 29 年度には農林省の新農村建設計画村に指定され諸般の予備調査を完了した。

昭和 28 年度現在総人口 4,802 人、総戸数 825 で、このうち農業戸数は 396 で全体の 48%、水産業は 191、23% で他の生産業は極めて僅かである。また、産業別の生産額を見ても総額約 2 億 6 千万円のうち、農業は 1 億 4 千万円、40%、水産業 5 千万円、19%、林業 2 千 7 百万円、10%、畜産業 2 千 3 百万円、9% となり、一口にいえば半農半漁村であるが畜産を含めて農業のウエイトが非常に大きいことがわかる。なお、農業戸数中開拓農家はその 1/3 強を占めて大きい。

次に、太櫓村の土地利用現況(新農村建設計画資料、29. 4. 1)を見るに総面積 22,410

町、中山林は17,700町、78.9%と圧倒的に多く、その8割を国有林が占め、農業用地は田畑に附帯地を合しても2,280町、10.2%を占むるにすぎない。

更に、農家を経営規模別に示すと第12表の如くである。

第12表 経営規模別農家戸数 (北海道市町村勢要覧 昭和29年版)

面積 専業別	面積										総戸数	1戸平均 耕作面積 (反)
	3反 未満	3~5反	5~ 10反	10~ 15反	15~ 20反	20~ 30反	30~ 50反	50~ 100反	100~ 200反	200反 以上		
専業	—	—	3	7	10	17	46	57	18	2	161	56
第一種兼業	2	—	28	25	14	48	56	56	6	—	235	40
第二種兼業	135	51	14	3	—	—	—	—	—	—	203	
計	137	51	45	35	24	65	102	113	24	2	599	

第12表によると専業、第一種兼業ともに5~10町、3~5町規模のもの最も多く次いで専業では上掲規模を中心にして2~3町、10~20町が多いが、第一種兼業では2~3町のもの多く5反~1.5町のものも比較的多い。いいかえると、専業ではある経営面積に農家が集中されるが第一種兼業ではいく分大きい範囲に撒布している。1戸当り平均耕作面積は専業は5.6町、第一種兼業は4町である。

太櫓村を農業地域的に見るに、渡島檜山北部後志南部沿海地帯の瀬棚地区(北海道農業地域概要、第2篇、昭和25年)に属し、土地の肥瘠は地形により異なり、一般に平坦地帯は地味良好で水田に利用されているところが多く、波状性丘陵地帯と丘陵並びに段丘両地帯は地味不良か瘠薄のところが多く、概して畑田兼営の穀菽経営、または畑専営の混同経営を行うに適している。

次に作付面積と反当収量を示すと第13表の如くである。

作付総面積は943町で、そのうち最も

第13表 作付面積及び反当収量

(昭和27年間)

作物名	作付面積	反 収
水 稻	203.3町	1,683合
陸 稻	0.6	1,000
大 麦	0.7	1,429
裸 麦	0.2	1,000
小 麦	7.3	1,329
ラ イ 麦	0.1	1,000
燕 麦	71.9	1,750
そ ば	25.9	1,015
い な き び	6.9	1,246
その他穀菽類	117.8	2,018
大 豆 {未成熟のもの	0.8	90ノ
豆 {乾燥種実	204.3	1,000合
小 豆	112.7	1,000
豌豆 {未成熟のもの	0.1	400ノ
豆 {乾燥種実	—	—
その他豆類	15.6	1,263合
馬 鈴 薯	131.9	460ノ
甜 菜	5.5	4,300斤
亞 麻 {種 子	37.8	40
麻 { 茎		36ノ
は つ か	—	—
除 虫 菊	—	—
計	943.4	

大きいのは大豆と水稲の200町歩余、次いで馬鈴薯・小豆・麦類・ソバなどを除いた穀菽類が110~130町、麦類は燕麦が72町でそのほかは全然無いといつてよい。特用作物は亜麻が38町でいく分まとまつている。要するに平坦温暖地の水稲を除いては大豆・小豆と馬鈴薯に作付が集中されている。

作物の反当り収量は、水稲は4俵余であり多くないが、燕麦は比較的多く、馬鈴薯・大豆・小豆は普通である。主要作物を通じ大正末期に比するとその収量は減少の傾向が認められる(新農村建設計画資料中食糧事務所統計資料より推論)。

家畜飼養については後に述べる如く、総農家1戸当り頭数は馬1.24、牛は1.04となっているが、農家総数に対する飼養農家の比率の点では不十分で、結局現在牛・馬を飼養していない農家も相当あるので、これは本地域が地味概して悪しく、肥培管理の点からも、また乳牛飼育による営農の多角化ないし現金収入増加の点からも是非留意せねばならぬ問題である。

小川開拓地に隣接する小川部落は、小川に沿える平坦な耕地とこれに連なる丘陵地帯を占めるが、この部落の発生は極めて古く明治の中期にさかのぼり、太櫓村の最初の専業農家を出したといわれるも耕地面積など不明である。現在22戸を有し、全戸第一種兼業農家で僅少の水田を有し、畑は1戸平均2.4町で牛・馬各1頭を有し、主要作物は太櫓全村と同様大豆・小豆・馬鈴薯で、ほかに稗・トウモロコシ・デントコーン・牧草などを栽培し、なお多少亜麻などを耕作している。農地のほかに1戸当り平均6.5町の林地を有している。主なる収入は製炭や冬季の造材による。耕地も飼養家畜も少なく営農状況は概して中庸である。

2. 入植と開墾

本開拓地は昭和21年7戸の入植をもつて出発し、その後年を逐うて数を増し、特に24年には香川県より30戸の集団的入植を含め、36戸の入植者があつたが、一方離農者も相つぎ、特に24年、25年は10戸、13戸と著しかつた。いま年度別に入植、離農、定着戸数を示すと第14表の如くである。

第14表 年度別入植・離農・定着戸数

年 度	入 植	離 農	定 着	年 度	入 植	離 農	定 着
21	7	—	7	27	8	—	47
22	13	3	17	28	5	1	51
23	2	2	17	29	8	4	55
24	36	10	43	30	2	1(死亡)	56
25	1	13	31				
26	10	2	39	計	92	36	56

離農者は今日まで合計 36 を数え、総入植者 92 に対し 4 割弱で甚だ不良であるが、離農の理由は家庭の不幸など止むを得ぬものは約 1 割 5 分に過ぎず、大半は営農意欲の欠如によるものと考えられ、入植者の選定詮衡など入植までの過程における処置に間然するところが無かつたとはいえないようである。

なお、本地区の離農者は太櫓村全開拓地の離農者総数の約 3/4 を占め、他地区に比し格段の相異が見られる。太櫓村全開拓者は現在 137 である (30. 2. 1 現在は 134 戸)。

更に出身地別に定着状況を示せば第 15 表の如くである。

第 15 表 出身地別定着状況

出身地	入植	離農	定着
香川	51	24	27
長野	15	7(死亡1)	8
宮城	8	—	8
海外引揚	5	1	4
道内	13	4	9
計	92	36	56

香川、長野は定着率は同じくらいで最も良くない。宮城は数も少ないが入植もごく新しくまだ離農したものはない。

以上の如く本開拓地としては入植者の異動はかなりにはげしいものがあり、従つて新入植者のうちには新しい土地を割当られたものもあり、或は離農者のあとを引きついだものもあり、内容的にはさまざまであるが、29 年度末まで総開墾面積は開墾補助金の対照となつた 291 町に比べ、30 年 2 月 1 日調査の開拓地営農実績調査表によると総面積 213 町で可成り大きい開きがあるが、この調査表による年度別開墾進度は第 16 表の如くである。

第 16 表 開 墾 進 度

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	計
開墾面積 (反)	149	102	248	194	540	379	243	270	2,125

開墾済み面積は前掲調査表の耕地総面積 3,652 反 (地区計の数字と異なる) の 58% に当り、1 戸平均耕地面積 6.5 町に対し 3.8 町となり、入植年度の浅いものもあるが進度は概してはかばかしくない。太櫓村全開拓地についてみると全耕地面積 790.6 町に対し、開墾済み面積は 547.8 町で進捗率 69% 余となり、1 戸平均では 5.9 町に対し 4 町余となり、

本地区は他の地区より大分おけていることがわかる。これは開拓地の立地的関係や役畜使用のおくれたことや入植者の異動のはげしかつたことなどに影響されている。

3. 耕作, 營農狀況, その他

本開拓地の地区開拓計画は前に述べた如く 24, 26 年両度にわたり樹立されているが, この計画における營農形態としては酪農を主とし大豆・小豆・馬鈴薯などを配した混同農業が採られている。しかして, 実際の入植はその数年前に行われていたのであつて, 村当局としては将来の行き方についての方針はあつても, これを充分具現する段階までには進ませ得ない実状にあつた。

当初の入植より既に約 10 年を経た今日までに蓄積された生産手段を見るに農機具台数は第 17 表の如くである。

第 17 表 農機具台数 (30. 2. 1. 調査)

種 類	原動機	プラウ	碎土機	中 耕 除草機	ふんむ機	人 力 脱穀機	動 力 脱穀機	とうみ	牛馬車
台 数	1	35	31	11	13 (10)	12	—	28	21 (14)
	5	83	76	38	36 (19)	34	4	72	55 (47)

備考 台数欄中上段は小川開拓地, 下段は太櫓村全開拓地分
ふんむ機欄の()は撒粉機, 牛馬車欄の()は馬そり

所有農機具数を本開拓地と太櫓村全開拓地(入植者総数 134 戸)につき見るに, それぞれ入植戸数にほぼ比例し本開拓地はいく分劣る程度であるが, その台数は概して少ないといわねばならない。次に飼養家畜数を見ると第 18 表の如くである。

第 18 表 家畜飼養数

種 類	総 数	成	仔
馬	42	30	12
牛	40	21	19
綿 羊	45	30	15
山 羊	2	2	—
鶏	448	360	88
兎	40	—	—

備考 牛につき道有貸付は 17 頭, 村有貸付 3 頭, また道有貸付のうち返納済み 7 頭

役畜である馬は仔畜を合せてもまだ 42 頭で 1 戸当り 0.75 頭にすぎない。本地区の主なる營農目標とされている酪農形態の主役を演ずる牛は総数 40 頭であるが, 成牛は 21 頭

で1戸当り0.4頭に満たない。成牛中8月1日現在搾乳牛は12頭を数えた。なお28年10月公表された開拓地現況調査によると入植者51戸、飼養牛は18頭を示し、これに比するところの1~2年間に比較的急速に増加の傾向を示し、乳牛飼養面はやや軌道に乗つてきたと認められ、今後のやり方如何によつて一層増殖の速度を増しうると考えられる。前記調査では馬は28頭を示し、牛にくらべその増加速度は大きくない。めん羊は18が45頭と大幅に増している。全家畜飼養につき太櫛村全開拓地を対照とすると本地区は矢張り幾分低位にあることが概論される(後述)。

堆肥舎は僅か4にすぎず、サイロは1基もなく乳牛をはじめ飼養家畜の増加に平行して飼畜効果を期する上の考慮なり施設が不十分と見られる。

家畜飼養による厩堆肥の生産は29年度において厩肥126,000貫、堆肥5,600貫である。また、同年度の肥料購入量は硫酸4,170貫、過燐酸石灰11,461貫、炭カル78トンとなつている。過燐酸石灰の使用量がやや目立つくらいである。本開拓地土壤が火山灰性であり、多年使用の結果燐酸分欠乏に対処しているものと思われる。

生産手段である農機具の所有状況と家畜飼養の現況などは大体上に知ることができたが耕作の現状はどうか。いま、30年度における作物別作付面積を示すと第19表の如くである。この表は入植者54戸についてである。

第19表 開拓地の作物別作付面積 (30年, 54戸分)

作物名	水 稻	大 豆	小 豆	菜 豆	馬鈴薯	とうきび	デント コーン	稗	家 畜 ビート
面 積 (反)	6	345.2	64.5	67	147.5	111.5	172	144.5	28.5
作付世帯数	3	51	40	43	54	49	48	49	27

作物名	亞 麻	クロバー	牧 草	野 菜	麦 類	菜 種	燕 麦	蕎 麦	合計
面 積 (反)	38	168.2	85.7	46.5	77.5	22.5	126.5	11.5	1663.1
作付世帯数	22	45	23	44	30	17	37	5	

作付総面積は166.3町で開墾面積212.5町に対し7.9割弱に当り、補助金に対照の開墾面積291町をとれば甚だ小さく5.7割強となる。個人別の作付面積は入植年度、稼働者数、配当面積、その他の差異により非常に大きな開きを示し、最大は7.2町、最小は1.0町にすぎないが1戸平均は3.08町となる。次に作付面積の大きさにより戸数を分類すると第20表の如くなる。

すなわち、作付面積は3~4町が一番多く約半数を

第20表 作付面積別戸数

作付面積 (反)	戸 数
10 ~ 20	5
20 ~ 30	15
30 ~ 40	25
40 ~ 50	7
50 以上	2
計	54

占め、ついで2~3町となり、2町以下や5町以上はわずかである。

作物別に見ると、作付面積の最も大きいのは大豆で、全体の1/5強を占め、ついでデントコン・クロバー・馬鈴薯・稗の順となるが、飼料用作物を合計すると58町余となり全体作付面積の1/3強を占める。この中には、もちろん緑肥的の意味を兼ねたものも含まれている。大豆をはじめ、小豆・菜豆と豆類合計は48町、馬鈴薯は15町で共に本開拓地の主要作物となつている。亜麻・菜種など特用工芸作物は合せて6町余で、作付世帯数はそれぞれ22, 17戸でこの換金作物があまり一般に取り上げられていないことが知られる。馬鈴薯は各戸が作付し、ついで大豆・とうきび・稗・デントコーン・クロバー・菜豆・小豆・えんばくは全戸の9~7割が作つている。水稻は3戸6反に過ぎず、試作の域を脱しないが本地区としては立地上多くを望み得ない。

本開拓地の生産力、換言すれば作物の反当り収穫量については適確な資料を入手し得ないが(農家の個別経済調査によるデータは後述する)、本地はすでに前に述べたように、一部国有林であつた地帯は入植により新たに開墾作付けされたのであるが、大部分をなす民有地の分は20~30年も前に耕作され、その後放棄されて荒廃に委せられた面積がかなり広く、そのため概して地味瘠せ、一方入植後既堆肥や購入金肥の使用量も少なく、従つて土地の改良や肥培管理も未だ充分でなく、特に昨年度の低温の影響は作物によつては非常に大きかつたと思われる。すなわち、大豆・小豆等の豆類・稗・きび・蕎麦等は収穫ほとんど皆無に近かつた。次に昨年度の作物別収穫量を一応参考のため示すと第21表の如くである。

第21表 作物別収穫量

作物名	小麦	大麦	らい麦	燕麦	とうもろこし		馬鈴薯
					とうもろこし	馬鈴薯	
収穫面積(反)	6	2	15	115	125	67	
反收(斗)	3	3	3	10	4	300貫	
収穫皆無面積(反)	1	1	5	—	—	28	

作物名	南瓜	菜種	青刈飼料			
			とうもろこし	麦	クロバー	その他
収穫面積(反)	24	8	91	4	178	197
反收(斗)	50貫	5	350貫	500貫	280貫	—
収穫皆無面積(反)	—	1	45	—	88	98

なお、太櫓村全般として、28年の冷害による主要作物の被害率は平年作を100とし、燕麦84.6、大豆65.9、馬鈴薯91、とうもろこし63、亜麻89.3、水稻65.9となつている。

更に参考のため、昨年秋季収穫時に太櫓開協にて買入れた農産物価格を示すと第22表の如く、これは一般市価に比し1~2割増となつていた。

第22表 農産物価格 (29年秋季, 開協買上)

作物 品等	馬鈴薯 14ノ 1俵			燕麦 1俵	亞麻種子 1 俵	亞麻茎 100斤		
	特等	大	中	普通	ク	1等	2等	3等
価格(円)	720	620	440	1,100	2,500	1,300	1,200	1,000

作物 品等	ビート 100斤	菜種 1俵	青豌豆 1俵	大豆 1 俵			大福 1俵
	コ ミ	組合せ	普通	ツルノ子	秋田小粒	長葉 2等	普通
価格(円)	3,100	4,300	2,000	4,000	4,000	3,700	5,000

次に、共済保険加入状況を見るに 30. 2. 1 現在、作物は麦類 4 反、4 戸にすぎず甚だ低調であるが、家畜は 70 頭に上り一応この種保険の必要性を認識してきたことがわかる。太櫓村の開拓地では麦類は 13 反、9 戸、家畜 166 頭、ほかに建物 16 戸となつている。

農家経営の内容や家計の状況は後述の農家経済調査にゆずるが、本年 2 月の営農実績調査により農業所得が家計をどの程度賄っているかを戸数別に見ると、100% は 5 戸 (27)、100~70% は 30 戸 (55)、70~50% は 10 戸 (38)、50% 未満は 11 戸 (14) となつていた。() は太櫓全開拓地の分である。農業所得で家計費を全部賄い得るのはわずかに 9% にすぎなく、家計費の半ばを賄えないものが約 1/5 もあり、賃労働やその他の農業外の収入に依存せねば絶対に生計を立てえない世帯が多いことがわかる。太櫓全開拓地では農業所得のみで家計しうるものは 2 割弱と増えており、また家計費の半を賄えないものは小川開拓地の該当数を除くと 3 戸で非常にわずかになるが、それにしても農外収入への依存世帯は相当に多い。

最後に 30. 3. 31 現在開協扱いの貯金や各種貸付金の残高を参考のために示すと第 23 表の如くである。

第23表 貯金、貸付金一覽 (昭 30. 3. 31)

種別 残高	総金額 (円)	件数	1件平均金額 (円)	個人別範囲 (円)
貯金	929,427	44	21,123	{最高 206,559 {最低 295
貸付金	1,298,648	24	54,110	{最高 199,681 {最低 12,500
冷害資金貸付金	3,305,000	54	61,204	
営農振興資金	712,800	54	13,200	多いものは 50,000~20,000

4. 畜産関係

家畜の飼養数については先に述べた如く、役畜である馬は成畜30、仔畜12、計42頭で入植者総数56戸につき1戸当り0.75頭にすぎない。飼養総戸数は36戸であるから入植者の6.4割強が飼育しているが3.6割弱の農家はまだ保有するに至らない。なお、保有農家1戸当りは1.2頭弱となり2頭保有者は5戸となっている。

次に乳牛はどうか。成牛21、仔牛19頭、計40頭で、総農家につき、馬よりやや少なく1戸当り0.7頭強である。飼養総戸数32戸であるから総農家の5.7割強が飼養してゐるわけで、馬より比率が少ない。飼養戸数について見ると1戸当り1.25頭となり馬とほとんど同じであるが、4頭飼養者1、2頭保有のものが5戸ある。

小家畜である緬羊は総数45頭で1戸当り0.8頭強となるが、飼養戸数29で全農家の半数あまりが所有しているだけで、所有農家としては1戸当り1.5頭強となる。

次に参考までに太櫓全村についての家畜飼養状況と合せて小川開拓地の分を示すと第24表の如くである。これによると飼養農家1戸当り飼養頭数ならびに総農家1戸当り飼養数において、小川開拓地は太櫓全村に対しまだまだ大きな開きを見せている。農家総数に対する飼養農家比率では太櫓村が馬において幾分の優位を占めているほか、両者ほとん

第24表 太櫓村家畜飼養概況

	総農家戸数	牛		馬		緬羊	
		頭数	飼養戸数	頭数	飼養戸数	頭数	飼養戸数
太櫓村	399	415	224	495	320	302	181
	飼養農家1戸当頭数	1.85		1.54		1.7	
	農家総数に対する飼養農家比率(%)	56		80		45	
	総農家1戸当頭数	1.04		1.24		0.76	
小川開拓地	56	40	32	42	36	45	29
	飼養農家1戸当頭数	1.25		1.17		1.55	
	農家総数に対する飼養農家比率(%)	57		64		51	
	総農家1戸当頭数	0.71		0.75		0.80	

註 本表は第2種兼業農家を含まず。

と同じくらいであるが、これは小川開拓地が成績が良いという意味ではなく太櫓村の方が甚だ不振であると考えべきである。

地区開拓計画における家畜飼養の一応の目標は馬1、牛2、緬羊2~3となつているが、この馬なり牛なりは成畜を意味するものと解するから、馬にしても目標までにはなかなかの距りがあり、本開拓の営農形態が酪農に重きを置いている点から乳牛の飼育も前途なお遠いと考えられるが、最近1~2年における増加傾向はどうやら軌道にのりかけてきたとの感をいだかせる。本年8月1日現在搾乳牛は12頭を数えた。なお、昨29年度(4月から本年3月まで)における開協抜いの生乳代は85.7万円となり、月平均7.15万円となるが最高は7月の12.9万円、最低は3月の2.24万円となつていた。更に昨年度開協で扱つた牛乳、木炭、雑穀その他、馬鈴薯の代金合計は約129.5万円であるから、牛乳代金が全体の66%に当り重要な位置を占めている。

開拓地内には畜産関係施設は一つもない。雪印乳業の集乳所は若松市街にあり、生産乳は各生産者が地区内の要所に搬出し置き、運搬責任者がこれをまとめて工場まで搬致する。

牛馬の種付は若松にある太櫓農協で行う。種牛馬は生産連より借用している。また人工授精は雪印乳業にて取扱つている。太櫓村には現在獣医2あり、1は太櫓農業共済組合家畜診療所勤務兼太櫓村嘱託で若松に駐屯し、他は雪印乳業社勤務で太櫓村に駐在している。

本年2月1日調査の営農実績によると、29年度の仔畜生産頭数は馬4、牛3、乳牛5、緬羊7を示し、畜産物生産量は牛乳2,120斗、羊毛30貫、けい卵34,560個に上つた。

厩堆費生産量は合せて131,600貫を示したが、前述の如く堆肥舎は僅かに4にすぎず、尿溜などの施設皆無であるから利用すべき肥料の質量の損耗はかなり大きいと見なければならぬ。

現在サイロを有する農家は1戸もないが、今年は直径9尺高さ18尺のコンクリート製1基が予算8万円の融資を受け建設される見込である。太櫓村管内の他地区開拓地では昨年トレンチサイロを設けたものもあるが本地区にはまだ見ない。

5. 林業関係

本開拓地における開拓ないし営農と森林ないし林業との関連性はいろいろの観点から論ずることができると思う。先に沿革その他の項で述べた如く、本開拓地の一部は入植前まで国有林に属し林相をなしていたこと、他の大部分は民有林地で、すでに久しい以前に区劃入植により開墾営農せられ、これが営農不振のため放棄せられて荒廢に委し、或は二次林の自然成立を見るとか、或はカラマツの人工造林地に利用されていたこと、更に本地

区はその地勢の関係上、大小十数箇所の沢沿いの急傾斜地には、土地保全上絶対的に土砂
扞止林を存置せしめねばならぬことや、これまた地勢その他営農上の必要より比較的大き
い面積を附帯地として薪炭林や採草放牧林野に割り当てたことや、本地区がほとんど大部
分国有林に囲まれているなどの諸条件が、必然的に農林の関連性をもたらし或は将来にお
ける関連性を持つべく運命づけていると見られる。

次に、上述の諸点をいろいろ考察して見たい。

第一に土砂扞止林について見るに、全開拓地面積 925 町のうち地区計画の樹立された
面積 868 町中でも 189 町あり、これに緊急入植地の分をも考えると約 200 町、全面積の 2
割以上が防災施設として、沢沿の急斜地に残存させられているわけであるが、これらは耕
地はもとより広く土地保全の見地より常に林相の維持に努めねばならない。これらの土砂
扞止林は開拓財産で国の所有であるが、一括して道で管理している。現在大部分は相当の
林木蓄積を有しているが、中には林木の疎生して今後の管理を待つて充分その使命を果さ
せねばならぬものもある。この土砂扞止林は森林法上の保安林ではないがこれに準ずるも
のであり、所属換えをされた場合、その林相の維持のなされる範囲で手入的伐採によつて
林木の利用を期待し得るけれど、これは飽くまで慎重にし充分な林業技術管理の確立され
ない間は、むしろ、これをしない方が安全である。

本開拓地ではその地勢の関係上幹線の防風林設置の必要は認められてないが、個別的
にその地区に応じてこれを設け農業収穫の増産を期することは必要であり、各自の配当面
積もこれを加味して行われ、これは同時に一部薪材の給源としても役立つわけである
が、目下のところ開墾耕作に追われがちで防風林設置にまで手をのぼしえない実状にあ
る。入植者の人工造林は、29 年度 4 戸、3 町 1 反、30 年度 6 戸、4.65 町で樹種はカラマツ
である。一般的に造林はその緒についたとまでもいえぬ現状である。

本地区では薪炭林地としては、地区計では 1 戸当り 1.4~1.7 町、全体では 109 町 (そ
のほか緊急開拓地の分も加わる) となり、更に共同使用さるるものが 27.7 町もあり、結局
全部で 150 町歩、全地区面積の 1.6 割以上を占むることになり、これを充分活用すると否
とは営農全般にわたり影響することが少なくない。しかし、薪炭林地の現況は、ほとんど
林木を欠くか、雑木の疎林地が大部分で、将来各自使用薪炭材の約半分をこれに期待しよ
うとする町の方針は今後新植、補植或は手入に万全を期さねばかなり困難であると思われ
る。開墾直後あるいは目下開墾進行中の現在では残存根株や枝条末木類があるので、ここ
4~5 年は薪炭給源に困ることはない。

現在 19 基の炭窯を保有しているが、以前にはこれより多くあつたようである。多い
もので年に 10 回前後製炭し、1 回に 13~14 俵 (8 貫) 生産する。昨年度の木炭生産高は
4,000 貫といわれるが (窯数に比し少い) 開協支払金額は 196,000 円である。これは雑穀そ

の他の販売代金より4万円も多い。原木や製炭技術の点から炭質は上等でなく、昨年は俵平均約380円だった。製炭資材としては配当地内林木のほか、国有林からの払下材を使用しているものもある。

本開拓地の一部は元国有林であり、1ha当り50~60m³の蓄積をもっていたが、これらの林木は開拓者保穫の見地から、入植開墾に伴い入植者に売払われ、自家用薪材として或は前述の如く製炭用に使用され、一部は今後短期間継続される。

現在本地区はその大部分が国有林にかこまれており、国有林においては斫伐が実行されているので、開拓者が農閑を利用して冬季造材業務に従事し、賃収入を上げ得ることが一応考えられるが、実際は一般的にそれほど大きい関連がない。これは入植者の大部分が本土諸県の出身者で本道の冬季の気候に馴れず、また一方造材の経験を有するもの少なく、従つて作業能率も上らないばかりでなく災害をひき起す危険も多分にあるので、使用者たる営林署側で傷害補償などの関係もあり、これらの労働者をあまり歓迎しない傾向にあり、冬山造材に従事するものは大体2割程度と見られ地元出身者が主体をなしている。冷害年には現金収入増をはかるため、この種賃労働のふえることも当然考えられる。太櫓経営区では現在は伐採業務のみで、これは今後数年間続行されその後は造林業務に移行するが、新補植やその後の手入れには当然地元の労力を要求することになり、従つてこの方面の賃労働の機会が恵まれることが予想される。

もと区劃入植されていた民有地は植民者の離農後多数の地主の手に移り、或はカラマツ植栽林となり、或は放置せられて広葉樹二次林を形成し、或は荒廃して原野状態を顕出していたが、一応山林となつていたものは開拓財産として買収されたもののほか地主自ら収去したが比較的大径のカラマツ造林木や二次林木の造材に際し、開拓者はこれが労働に従事し賃収入を得て家計をうるおし、或は比較的廉価に木材を入手して住宅や畜舎の建築に使用し薪炭用に供するなど、地元には木材の存在することにより多大の利便恩恵を得た。

III. 太櫓村開拓農業協同組合

本組合は昭和24年3月設立された出資組合で、当初は太櫓村一円を区域としたが、今春太櫓村が東瀬棚町と合併後は北櫓山町のうち大字太櫓村、大字良瑠石村を区域とすることに改められた。しかし、実質的にはほとんど変りがない。

この組合の主たる事務所は北櫓山町大字太櫓村字若松に置かれ太櫓村一般農協と同居している。本組合の関係開拓地区としては小川をはじめ、山越・蛭沼・栄石・雲内・二股濁川・貉岱・その他を含む小川地区が一番大きい。すなわち、開拓地総戸数137のうち小川地区は56戸を占め、そのほかは貉岱33戸、雲内18戸で他地区はきわめて小さい。

開協の下部組織として各地区の班の下に推進体がある。小川地区は7つの推進体に分

れ、各5~10の体員からなる。主として営農、生活の指導改善などにつき開協と開拓者との連絡の役目をする。

組合員は出資1口以上を持たねばならないが200口をこえることができない。出資1口の金額は500円で全額一時払となつている。現在出資額は口数3,481、金額174万500円で、小川地区については1,137口、56万8,500円で個人別では最高2.7万円、最低6千円となつているが、地区別の世帯数の比率からみると小川地区の出資総額は比較的少ない。すなわち、総組合員1人当たり平均額は1.27万円地区によつては2万円以上のところもあるが小川は1万100円で平均に及ばない。

本組合では昭和26年5月に公布された農業協同組合財務処理基準金にもとずき本年度出資増口計画を立てており、その内容は販売代金の6/100、金額108万円を積立てるほか、組合員特別出資額1人当たり3千円、総計39.6万円、外に新規加入者1人当たり3千円、金額3万円、合計150.6万円を増資するもので、総会において組合員の協賛をえている。

本年度組合員に対する賦課金の賦課率は、組合員割は1組合員につき500円、家畜頭数割は牛・馬(2歳以上)1頭につき100円、緬羊・山羊・豚各1頭につき30円である。また、耕作反別割は田畑1反歩につき5円、特別賦課金は開墾補助金の10%、住宅補助金の5%となつている。

本組合の主なる事業としては組合員の事業及び生活資金の貸付や組合員の普通貯金や定期積金の受入などの信用事務、組合員の農業経営や生活に必要な物資供給の購買事業、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵または販売に関する事業や共同利用事業施設の設置、そのほか開拓地の諸工事、諸施設の計画及び実施その他であるが、特に一般農協と連絡提携を密にし積極的に協力を得て堅実に経営を行つており、事業も農協と共通するものは避ける方針で進んでいる。

現在本組合の産業施設としては農業倉庫1棟43坪(昨年度建設)、澱粉工場(機械器具類一式を含む)1棟58坪のほか、今年7月には長期資金により5トンの貨物自動車1台135万円を購入している。従前貨物自動車は一般農協所有のもの(大3、小1)を共同利用していた。これからは自己所有車により有利に円滑な生産物の集荷なり系統機関への出荷も確立されるわけである。

購買事業については、現在開拓者信用保証協会からの借入れと昨年度の冷害資金などにより再生産資材のみに限定されているが、資金の運営計画と相まつて日常生活物資の購買をも行わんとする意図をもつている。昨年度の購買総額は約659万円となり、このうち無機質を主とする肥料代が300万円をこえ、そのほかは農業類64万円、農機具48万円、その他いろいろの生産資材が含まれている。なお、昨年度の売却額は約500万円である。販売事業の成績の良否は組合運営の成果を左右する重要な因子であり、共販態勢の強化

は特に組合の念願するところであるが昨、一昨両年にわたり冷風害の影響を受けその取扱数量も少量である。昨年度の買取額は380万円、売却額は123万円で、年度末残高は256万円を示した。買取額のうち木材が特に大きく264万円を占めている。昨年度小川地区における販売代金(手取額)は木炭代19.6万円、雑穀ほか15.5万円、馬鈴薯2.19万円である。

販売歩合金は販売代金の3%であるが、今年度は増資のため別に販売代金の6%を積立金として、年度末において出資金にくり入れることになっている。

加工製造事業としては澱粉製造のみである。これも昨年の取扱量は馬鈴薯6,251俵、金額186万円にすぎないが、組合では馬鈴薯の作付計画の完全実施により組合において運営をなし、組合員の生産増強と相まち自給自足経営の万全を期そうとしている。

次に昨年度組合で実施した建設事業の要点を一覧的に示すと第25表の如くである。なお昨年までは小川地区が建設事業の主体をなしたが、今年は著しく減少している。

第25表 建設事業一覧表 (昭和29年)

事業種	対象数量	金額(円)	摘要
土 壤 改 良	60町	1,285,900	改良資材購入資金
開 墾	61.79町	2,253,054	開墾補助金額 42戸
重 抜 根	21町	515,000	12戸
住 宅	47戸	5,698,000	住宅補助金
農 道	3486 m 1699.8 m ³	4,926,000	m ³ は砂利の量
排 水	16町	1,383,000	6戸

本年度組合において請負施行する各種開拓事業の20/100は開拓事業特別負担金として徴収することになっている。

指導事業活動は目下必ずしも活潑でないが、太櫛村開拓営農促進協議会結成への積極的参加と、特に各班ごとの推進体の活動による営農強化計画の樹立を期し、前者は年2回協議会を開き開協全般にわたる営農促進方法を議し、後者は年4回懇談会をもよおし、開墾、耕種、家畜導入、自給肥料の増産、牧草地や耕地の改良、生産物の有利な処置など具体的な実行方法を相談する。現在町の開拓営農指導員1名若松に駐在し実地指導に当たっている。

また、開協では各種共励会への開拓者の参加を促しているが、これは各種作物の耕作などにつき、会参加者の総合成績を審査して優秀者を表彰し、営農成績の向上をはかろうとするもので、小川地区でも27年、28年と数名参加し表彰されたものもある。なお展示

圃の設置もすすめているが小川地区にはまだ見られない。

信用事業は流通事業の主流をなすので、その資金の廻転に特に重きを置き、固定貸付金の回収に努めるとともに、新規貸付金については掛売とともに確実な裏付貸付をなし、貯金の充実を期している。本年度の1組合員に対する貸付金の最高限度は10万円となっている。

次に29年度における貸借対照関係をみるに、負債、資産ともに約5,353万8千円で、負債中一番大きいのは勿論各種開拓事業負債の3,428万9千円、ついで信用事業負債の1,248万2千円で、そのうち貯金774万円、借入金474万円である。経済事業負債は約512万円で購買品や販売品の買掛金が合計309万円で主体をなし、残りは借入金や仮受金が占めている。資本は出資金174万円のほか、積立金、法定準備金若干あるも当期の欠損金13万を差引き164万円である。

資産については、当然開拓事業資産が最大で3,246万円となり、開拓関係やその他各種の貸付金が大部分をしめる。次は経済事業資産の1,048万円で、このうちでは購買、販売前渡金が412万円、棚卸資産415万円が主なものである。信用事業資産は642万円で、このうち貸出金が614万円で残りは預金(26万円余)と現金である。固定資産としては418万円が計上され、そのうち建物など固定資産が328万円である。

最後に29年度の損益計算についてみるに、各種事業収益合計827万円、事業費合計840万円で差引13.2万円の損失となるが、収益の内容は開拓事業のそれが521万円で最も大きく、信用事業は128万円、売上総利益118万円が主なものである。事業経費中最大なのはこれまた開拓事業で419万円、次は事業管理費の293万円、借入金や貯金の利息は約82万円である。各事業部はそれぞれ黒字であるが管理部において赤字を出している。

本組合の経理処理は適確で、各種資金の転貸処理、各種補助金の受払処理状況も良好と認められている。その総合的成果として26年度優良開拓農協として、また27年度償還優良組合として、それぞれ知事より表彰を受け、28年度は開拓営農振興資金償還優良組合として道開連会長より表彰され、更に29年には道開拓事業10周年に際し一般優良組合として知事より表彰された。

IV. 農家経済調査

1. 調査農家の前歴

家族数、作付面積、飼育家畜数、営農の成績および入地年度などの諸点を考慮して、全開拓農家56戸中より10戸を選んで調査農家とした。昭和22年度入植者より1戸、23年度より2戸、24年度より3戸、26年度より2戸、27年度より2戸、合計10戸である。

調査は訪問、聴取の方法によつて、農業経営および家計の全般にわたり、昭和29年

4月より昭和30年3月までの1年間について行つた。したがつて農産物の収穫量及び販売量は昭和29年度の作付に対する数字である。調査とその取りまとめにあつては、とくに農家経済の全体を把握することに留意した。

各農家について、入地前の住所および職業、入地年月をみると第26表の通りである。調査農家の番号は入地年月の順につけたが、この順序が必ずしも営農の良否を意味しないのは当然である。

第26表 前住所、前職業、入地年度

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
入地前住所	北支那 北京	関東州 大連	長野県	樺太	香川県	香川県	香川県	香川県	香川県	香川県
入地前職業	会社員	電車検 車工	炭焼夫	農 業	洋服師 ・半農	農 業	農 業	画 家	香川県立 農業講習 所卒	菓子製 造職
入地年月	昭22.5	昭23.4	昭23.5	昭24.8	昭24.8	昭24.8	昭26.3	昭26.3	昭27.3	昭27.3

第26表によると10戸のうち6戸が香川県出身者であり、3戸が外地引揚者である。入地前の職業は非常に区々であり、No.1は農家出身者であるが、これを含めても農業経験のない者が相当いることは注目すべきことである。

2. 土 地

まず、生産手段のうち、最も重要な土地についてみよう。

各農家の土地の状況をみると第27表のとおりである。

第27表 土 地

(単位 反歩)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
配当地 合 計	98	75	115	122	123	104	122	105	122	84	107
開墾面積	64	46	92	42	35	45	53	48	35	26	48.6
作付面積	50.3	37.5	71.5	38	39.5	40	35.5	28	24.5	34.4	39.9
附帯林野	34	18	20	77	60	57	56	56	25	46	45.1

註 附帯林野とは附帯地として配当された薪炭備林、放牧地などをさす。

各農家に配当された土地は、耕地のほかに放牧地、薪炭備林、宅地などを含めて10町内外であるが、場所によりその面積はかなりの差があるようである。平均は10町7反となつている。なお各農家とも配当地が一団地をなしており、分散していないので営農上極めて便利である。

開墾面積は調査時までには自分で行つた既開墾地の合計である。従つて離農者の後に入

植した者は既に開墾された土地が若干あるわけであるが、この面積は含まれていない。No. 5 と No. 10 はこの例で、共に前入植者の開墾した土地 1 町 2 反を受けついでいる。この開墾面積は実際に開墾した面積であり、従つて開墾補助の対象となつた面積とは一致しない。既開墾地の面積は平均約 4 町 9 反で、配当地合計の 46% にあたる。この割合は農家によつてもかなり異なるようである。これは入地年度によつても当然異なるであろうが地形、土壌、稼働力などの個々の条件によつても異なる。

作付面積の平均は約 4 町であり、既に離農した前入植者の開墾した土地を含めた全開墾面積平均 5 町 1 反の 78% にあたる。この作付面積は 30 年の春蒔と秋蒔予定のもの合計であるが、混作、間作の面積は含まれていない。開墾面積と作付面積の一致しないわけは 29 年までの既開墾地のなかに不作付地が若干あるのと、30 年の新開墾地は殆んど作付されていないためである。No. 5 と No. 10 は作付面積が開墾面積よりも大きくなつてはいるが、これは上述した如く前入植者が開墾した土地に一部作付したからである。

開墾の年別進行状態と作付面積の年別変遷をみると第 28, 29 表の示す通りである。

第 28 表 開墾の進行状態

(単位 反歩)

農家番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
年別										
昭 22	4.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	11.3	5	6	—	—	—	—	—	—	—
24	5.4	6	14	—	—	5	—	—	—	—
25	19.1	—	15	18	7	11.8	—	—	—	—
26	17.1	16	25	10	10	22.2	19.6	15	—	—
27	6.4	6	22	6	5	2	4	10	10	10
28	—	7	—	8	5	4	15	17	7	5
29	—	3	5	—	3	—	4	6	8	8
30	—	3	5	—	5	—	10.4	—	10	3

第 29 表 作付面積の変遷

(単位 反歩)

農家番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
年別										
昭 22	4.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	16	5	6	—	—	—	—	—	—	—
24	21.4	6	20	—	—	—	—	—	—	—
25	40	6	35	18	13	11.8	—	—	—	—
26	50	22	53	28	23	34	19.6	15	—	—
27	50	25	69	34	25	40	13	25	10	10
28	50	32	69	34	30	44	20	25	17	20
29	50.6	35	70.5	36	34.5	44	22.5	38	21.4	25
30	50.3	37.5	71.5	38	39.5	40	35.5	28	24.5	34.4

第 30 表 勞 働 力

農家番号 種 別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平 均
家 族 数 (人)	6 (2)	6 (3)	9 (5)	7 (2)	4 (2)	3 (1)	4 (2)	7 (3)	3 (2)	4 (2)	5.3 (2.4)
同上 移動 (人)	—	+1 (+1)	-1 (-1)	—	+1 (+1)	—	—	-1	—	+1 (+1)	+0.1(+0.2)
自家農業 従事者数 (人)	2 (1)	5 (3)	3 (2)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	4 (2)	2 (1)	2 (1)	2.8 (1.4)
同上 移動 (人)	—	—	+1	—	+1 (+1)	—	—	-1	—	—	+0.1(+0.1)
自家農業 従事日数 (日)	390	815	396	595	633	370	334	851	364	366	511.4
炭焼・薪 採取日数 (日)	25	10	90	40	120	20	—	—	90	10	40.5
農業賃労働 従事日数 (日)	—	1人 26	—	—	—	—	1人 3	1人 2	—	—	0.3人 3.1
林業賃労働 従事日数 (日)	1人 5	1人 70	—	1人 175	—	—	—	1人 23	1人 25	1人 70	0.6人 36.8
その他の賃労働 従事日数 (日)	1人 60	1人 21	(2人) 24	1人 30	—	1人 30	—	1人 44	1人 10	1人 21	0.9人 24
備 考	—	家族は他 に別居2 人	昭和30年 開協理事	家族は他 に別居2 人	昭和29年 開協理事 家族は他 に別居1 人	昭和30年 開協理事	—	家族は他 に別居1 人	—	—	—

- 註 1. ()内は女性の数。
 2. 家族数、自家農業従事者数の移動とは、昭和30年3月より7月までの移動数を示す。
 3. 従事日数は延数を示す。

開墾の進行状態は各農家によつていくらか異なるようであるが、大体において4~6年の間に開墾を一応終るか、またはその後の面積がきわめて少なくなる傾向がある。これは土地の状態、稼働力にもよるが、開墾補助金の交付が5年間に限られることに関連しているように思われる。

作付面積は年をおうて増加するが、4~5年後は増加の勢が小さくなり、なかには面積に変化がなくなるものもでてくる。この作付面積は第27表に示したものと全く同じである。

土地は砂質壤土で、ところによりネマガリ竹が密生している。土地改良のための炭酸カルシウムは10戸のうち9戸が使用している。昭和29年の施用量は各戸1~3トンである。

3. 労働力

各農家の労働力についてみると第30表の如くである。

第30表において、家族数、自家農業従事者数とは、調査の期間すなわち昭和29年4月より昭和30年3月までの間の実数であり、又それらの移動とは実際に聴取調査を行ったのが昭和30年7月であるから、3月から7月現在までにおける移動数を示したものである。

家族数は3~9人、平均5.3人でそのうち2.4人が女である。自家の農業に従事する者は2~5人、平均2.8人でそのうち1.4人が女である。No. 8は稼働力不足のため中学生が半人前以上の手伝いをしている。これは自家農業従事人数には含まれていないが、自家農業従事日数中には該当の112日が含まれている。

自家農業従事日数は平均511.4日であり、No. 8の中学生の稼働日数を引くと平均500.2日となる。これを自家農業従事者数で平均すると1人178.6日である。

林業賃労働に従事している者は6戸6人で、その延日数368日を6人で平均すると61.3日であるが10戸の平均は36.8日である。

農業賃労働に従事した3名は、何れも共同耕耘機の賃貸にもなつて農業被傭せられたものである。その延日数の31日を3人で平均すると約10日、10戸平均では3.1日である。

その他の賃労働とは、何れも冷害対策の救農土木事業である。10戸中8戸、9人がこれに出役しており、平均稼働日数は24日である。

いま平均について年間の稼働状況の比率を求めると、自家農業従事日数が年間稼働日数の83%、炭焼・薪採取日数が6.6%、林業賃労働従事日数が6%、農業被傭を含めたその他の賃労働従事日数が4.4%である。炭焼・薪採取と林業賃労働を合しても年間稼働日数の12.6%であり、自家労力配分上、重要なウエイトをもつものではない。

農業への被備は数うるに過ぎない。これは前述せる如く共同所有の自動耕耘機と共に他家及び自家の耕耘に従事した場合である。自家の耕耘に従事した場合も、機械が共同所有で共同作業を行つたので、貸賃の計算上農業への被備と見做した。

農業のための雇備も一般に少ない。No. 1 のみが臨時雇備労力延 25 人を使用しているに過ぎない。

雇備労働力ではなしに、農家間の労働力交換として手間替や手伝があるが、ここでは一般に農業のための手伝、手間替は少ないようである。No. 9 が馬を 5 日借りたのみである。その他は一般に台風の被害による家屋、畜舎などの修理に若干手伝、手間替があつたに過ぎない。一般に借りた手間は必ず返すのであるから、自家農業従事日数と手伝日数は相殺される。

自家の農業に従事した家族労働力の延人数(延日数)と農業雇備労働力の延人数を加えると、各戸の農業に投下した労働力の総人数がわかる。これを昭和 29 年の作付面積で除すと反当り投下労働力が出る。これを示すと第 31 表の通りである。

第 31 表 反当り投下労働力 (単位 人)

農家番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
反当り労働力	8.2	23.3	5.6	16.6	18.3	8.4	14.8	22.4	17.0	14.6	13.5

反当りの投下労働力は平均で延 13.5 人である。各戸別にみると No. 1, No. 3, No. 6 がかなり低い数字を示している。No. 3 は稼働労力 3 人のうち 1 人が神経痛で半人前位より仕事をしておらず、No. 1 と No. 6 は共に経営面積の割に稼働力が 2 人で少ない。大体において反当り 10~20 人の投下労働力を必要とするのみでよいだろう。ただし、この数字にはその年の開墾のための労働力も含まれている。

4. 生産手段

土地以外の生産手段、すなわち家畜、農器具、施設および肥料についてみよう。

第 32 表 家畜の飼育状況

農家番号 種類	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
馬	2(1)	1	1	1	1	1	1	1	1(1)	1(1)	1.1(0.3)
牛	2(1)	2(1)	3(1)	1	2(1)	1	2(1)	1	1(1)	—	1.5(0.6)
山羊	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	0.1
綿羊	4(3)	2(1)	4	—	—	1	1	5(2)	—	1	1.8(0.6)
鶏	8	5	20	2	4	3	20	1	7	3	7.3
兎	1	4	3	—	—	—	—	—	—	—	0.8

註 () 内は仔

家畜の飼育状況は第32表の如くである。

馬は各戸とも飼育している。牛は10戸のうち9戸が飼育している。1~3頭、平均1.5頭である。牛は殆んど北海道の貸付牛であるが、自己資金および政府資金(家畜資金)で購入したものもある。貸付のものは、仔を貸りて、のちに仔を返済するわけである。

その他の家畜では緬羊、鶏などが普及している。

飼料と労働力の節約のために放牧あるいは繋牧されることが多い。1年中でも舎飼の日数は少なく、4~7箇月は放牧か繋牧される。これは馬、牛、緬羊などほとんどすべての家畜について行われる。

つぎに比較的大きな農機具その他の所有状況をみると第33表の如くである。

第33表 農機具所有状況

農家番号 種類	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
プラオ	2	1	2	1	1	1	—	1	1	1	1.1
ハロー	1	1	2	1	1	1	—	1	1	—	0.9
カルチ ベーター	1	—	2	1	1	—	—	1	—	—	0.6
ウネタテ	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	0.3
噴霧器	1	1	1	—	—	1	1	1	—	—	0.6
撒粉器	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	0.2
脱穀機	1	—	1	1	1	1	—	1	—	—	0.6
トーミ	1	1	1	1	—	1	1	1	—	1	0.8
馬車	1	—	1	—	2	1	—	—	—	—	0.5
馬櫓	1	1	1	—	1	1	1	1	1	—	0.8
自転車	1	—	1	1	1	1	—	—	—	1	0.6
その他	杣道具一式、 大サオ秤 1	杣道具一式、 ハカリ 1	杣道具一式、 大サオ秤 1	杣道具一式、 リヤカ~ 1	—	—	杣道具一式、 自動耕耘機	—	飼料キ リ 1、 ガツク ヤ、 サリ	—	—

ここでは、手グワ、手ガマなどを含まない比較的大農機具など財産的価値を有するもののみについてみたのであるが、プラオは9戸が所有し、平均1.1となっており、次いでハロー、トーミ、馬櫓などの所有率が比較的高い。共同所有のものは全くない。また、5戸の農家が杣道具を所有している。

これらの農器具はほとんど融資で購入したものである。ウネタテは何れも自家製のものを使用している。No. 2はハローを自分で製作し、使用している。No. 7は自動耕耘機を所有するが、これは昭和30年4月に融資で購入したものである。

次に施設についてみよう。

施設としては住宅、畜舎、物置納屋などが主なものであり、その概況は第34表の示

第34表 施設の状況

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
住宅	本板草屋平 22 建壁根屋坪	本土草屋平 18 建壁根屋坪	本土草屋平 15 建壁根屋坪	本土草屋平 10 建壁根屋坪	本板草屋平 10 建壁根屋坪	本板草屋平 10 建壁根屋坪	本土草屋平 10 建壁根屋坪	本土草屋平 11 建壁根屋坪	本土草屋平 10.5 建壁根屋坪	本板草屋平 10 建壁根屋坪
畜舎	本板草屋坪 17.5 建壁根屋坪	本土草屋坪 10 建壁根屋坪	本土草屋坪 18 建壁根屋坪	本土草屋坪 18 建壁根屋坪	堀立草屋坪 8 立壁根屋坪	堀立草屋坪 7.5 立壁根屋坪	堀立草屋坪 10 立壁根屋坪	堀立草屋坪 7 立壁根屋坪	堀立草屋坪 6 立壁根屋坪	堀立草屋坪 4 立壁根屋坪
物置納屋	住宅の一部を使用	住宅の一部を使用	住宅の一部を使用	本土草屋坪 4 建壁根屋坪	住宅の一部を使用	住宅の一部を使用	住宅の一部を使用	住宅の一部を使用	住宅の一部を使用	住宅にサシカケ
その他の施設	堆肥場(粘土)タタキ 鶏舎薪小屋炭ガマ	鶏舎(草土)壁	簡易堆肥場(堀)鶏舎立	—	炭ガマ	堆肥場(粘土)炭ガマ	鶏舎	堆肥場(粘土)タタキ	鶏舎	—
飲料水	鉄管さみのポンプ	流水	湧井水戸	湧井水戸	湧井水戸	湧水	流水	湧水	湧井水戸	流水

すところである。

住宅は各戸とも本建築ではあるが、壁は板か土壁であるが、土壁であつても板囲いがなく、寒さをしのぐに充分とはいえない。また家族数に比して坪数が少なく、極めて窮屈な家もある。

畜舎は4戸が本建築であり、他は堀立、草ブキのものである。物置納屋は住宅の一部を使用しているものが大部分であり、1戸が独立した物置納屋をもつに過ぎない。

その他の施設は鶏舎のあるものが4戸、簡易堆肥場のあるものが4戸、炭窯のあるものが3戸、薪小屋のあるものが1戸となつている。炭窯のあるのはNo. 1, No. 5, No. 6である。No. 3は調査時には破損して炭窯はなかつたが、常時、製炭をしている。

住宅建築用の木材は大部分の農家が立木のまま、建築用資材として払下げを受けており、それを使用して建築を行い、一部販売した農家もある。払下げを受けた立木石数を示すと第35表の如くで、184~3,000石、平均981石であり、昭和22, 23年の入植者は相当

第35表 立木払下石数

(単位 石)

農家番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
立木払下石数	約 1,500	不詳	約 3,000	553	772	772	928	184	417	702	981

多量の立木の払下げをうけている。

その他の生産手段として重要なものに肥料がある。過磷酸石灰、硫安、加里などの金肥の使用量は少なくない。

購入金肥と堆厩肥の使用状況は第36表に示される

第36表 購入肥料および堆厩肥使用状況

(単位 俵)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
過磷酸石灰	15	18	24	16	6	16	23	23	6	9	15.6
硫安	6	17	15	8	8	10	15	14	4	10	10.7
加里	1.5	—	3	3	1	2	2	3	1	1	1.75
堆肥使用量(貫)	8,000	5,000	8,000	不明	3,000	1,500	不明	1,500	1,000	800	3,600

註 過磷酸、硫安は1俵10貫、加里は1俵8貫である。

購入肥料は上のものに限らないが、大部分はこの3種である。その他の金肥としては硝安、尿素、魚肥などを使用している。

硝安はNo. 3とNo. 8の2戸がそれぞれ1俵および5俵使用している。尿素はNo. 4とNo. 9が2俵、No. 5が3俵使用している。魚肥は5戸が使用し、その使用量は4~15貫である。

牧草地を除く昭和29年の作付面積に対し、反当りの施用量を算出すると、過磷酸石灰5.9貫、硫安4.0貫、加里0.5貫、堆厩肥136貫となる。

5. 作付状況

上に述べてきたような農業経営の諸条件のもとで、耕作が行われているわけであるが昭和29年、30年の作物の種類別作付面積は第37表、第38表の如くである。昭和30年の作付面積は秋に作付予定のものをも含んだ数字である。

昭和29年、30年ともに、作付面積で最も多いのは大豆で、29年で平均6.25反、30年で平均5.25反なる数字を示している。No. 1は水稲を作付しているが、開拓農家としてはめずらしいことである。

昭和29年の平均作付面積は、大豆についてトモロコシ・デントコーン・燕麦・馬鈴薯・ヒエの順であり、30年は大豆についてデントコーン・燕麦・ヒエ・馬鈴薯・トモロコシの順となつているが、面積ではあまり大なるひらきは見られない。

昭和29年、30年ともに、多少にかかわらず全戸が作付しているものは馬鈴薯・大豆・燕麦・デントコーン・牧草である。小豆およびトモロコシは29年には全戸が作付しているが、30年には小豆は4戸が作付を行つておらず、トモロコシは1戸が作付を取

第 37 表 昭和 29 年度の作付状況

(単位 反)

農家番号 種類	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
水 稲	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.13
小 麦	1	1	2	—	—	—	—	—	—	—	0.4
ラ イ 麦	—	0.5	2	—	—	0.5	—	—	0.5	0.5	0.4
ソ バ	1	2	1.5	2.5	—	1	1	—	0.5	2.5	1.2
イ ナ キ ビ	1	1	—	1.5	—	—	—	—	—	1	0.45
馬 鈴 薯	1	2	4	1	2.5	2	3	5	1	2	2.35
大 豆	6	5	12	6	5	5	4	10	6	3.5	6.25
小 豆	1	2	1	1.5	0.5	0.1	1	1	0.5	4	1.16) 0.75) +0.1
菜 豆	1.5	2	2	0.5	0.5	—	—		1	—	
トモロコシ	1	3	3	3	4	3	6	5	4	2	3.4
ヒ エ	3	4.5	2	3.5	—	1	2	—	—	2.5	1.85
燕 麦	1.5	1.5	2	4	3	3	3	6	2	1	2.7
デントコーン	2.5	2	6	3.5	2	5	1	5	2	2	3.1
ア マ	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	0.3
家畜ビート	0.3	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	0.08
ナ タ ネ	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	0.3
野 菜	1.5	1	3	2	1	1	0.5	2	1	1	1.4
そ の 他	—	—	—	カブ 0.7	カブ 1	—	—	—	—	—	0.17
休閑牧草地	25	7	28	4.3+(4)	15	22.4	1	4	3	3	11.27+(0.4)
計	50.6	35	70.5	36	34.5	44	22.5	38	21.5	25	37.76
備 考	—	—	—	燕麦中にク ロバーを全 面積に混播	—	—	—	牧草の一部 は前年燕麦 と混播した もの	—	牧草の一部 は前年燕麦 ソバと混播 したもの	

註 () 内は間作または混作を示す。計には含まれていない。

第38表 昭和30年度の作付状況

(単位 反)

農家番号 種類	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
水 稲	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2
大 麦	—	3	1	—	—	—	—	—	—	—	0.4
小 麦	—	1	3	1	—	—	—	—	—	—	0.5
ラ イ 麦	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	0.63
ソ ン バ	1	1+(1)	1.5	1	2	2	—	—	—	5.3	1.2+(0.1)
イ ナ キ ビ	0.3	1	—	1	—	—	—	—	0.5	3	0.33
馬 鈴 薯	1	2	5	2	3	1.7	4	4	2	3	2.77
大 豆	8	3	6	3.5	7	3	6	6	5	5	5.25
小 豆	1	2	—	1	0.5	—	4	—	—	—	0.3
菜 豆	1	1	1.5	1.5	2	0.5	1	1	2	—	0.88
ト ー モ ロ コ シ	1	4	5	2	2	1	4	—	3	—	1.18
ヒ ン エ	1	6	5	5.5	1	1.7	3	—	2	4	2.35
燕 麦	2	2	4	5	2	3	5	4	3	2	2.92
デ ン ト コ ー ン	3	3	5	4	2	4	3	4	2.5	2	3.2
ア マ	1	—	2	2.5	—	—	—	—	—	—	3.25
家 畜 ビ ー ト	0.5	0.5	1.5	—	—	—	—	—	—	—	0.55
ナ タ ネ	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	0.25
野 菜	1.5	1	2	2	1	—	—	—	—	—	0.2
そ の 他	—	—	—	カブ 1	—	1.5	0.5	2	1	1.5	1.4
休 閑 牧 草 地	25	7	28	4+(5)	17	ス ー ダ ン グ ラ ス (飼 料) 1 20.6	カ ブ (家 畜 用) 1 4	—	—	—	0.3
計	50.3	37.5	71.5	38	39.5	40	35.5	28	24.5	34.4	12.16+(0.5)
備 考	—	ソ ン バ 2 反 の う ち 1 反 は 大 豆 の 間 に 間 作	—	燕 麦 中 に ク ロ バ ー を 全 面 積 に 混 播	—	—	—	牧 草 の 一 部 は、前 年 燕 麦 と 混 播 し た も の	—	牧 草 の 一 部 は、前 年 燕 麦 ソ ン バ と 混 播 し た も の	—

註 () 内は間作または混作を示す。計には含まれていない。

りやめている。これに反し、29年に7戸より栽培していなかつた菜豆を30年には全戸が作付している。

この開拓地は大豆・小豆・菜豆などの豆類を主作物としており、その平均面積は全作物面積に対して昭和29年は21.9%、30年は18.3%である。昭和29年は9月の15号颱風と冷害のために収量は極めて少なかつたが、これは平年においては、耕種現金収入の大宗をなすべきものである。

主畜農業経営を目標としており、最近牛・馬の飼育頭数が増したため、牧草をはじめ燕麦・デントコーン・ヒエ・飼料カブなどの作付面積が大きい。飼料作物の作付率は、昭和29年50.6%、昭和30年54.7%である。

6. 農業収穫とその商品化

作付の状況はすでに説明されたが、つぎにその作物の収穫量とその商品化についてみることにしよう。

昭和29年は昭和28年にひきつづいて冷害気味であり、加えて9月の15号颱風による被害で収穫量は極めて少ない。馬鈴薯はその影響をあまり受けていない。耕種現金収入の源をなすべき豆類についてはかなり深刻な影響がみられ、小豆・菜豆の収穫はほとんど皆無に近く、大豆のみがわずかに10戸平均で3俵、反収0.48俵なる収穫である。

昭和29年の収穫は第39表の通りである。生食するもの、青刈するものなど数量を正

第39表 農業収穫

(単位 俵)

農家番号 種類	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
水 稻	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06
小 麦	2	0.75	2	—	—	—	—	—	—	—	0.48
ライ麦	—	1	7	—	—	0.5	—	—	3	0.5	1.2
ソ バ	…	0.25	…	…	—	0.5	1	—	…	0.5	0.23
イナキビ	0.5	…	—	…	—	—	—	—	—	…	…
馬鈴薯	45	70	80	30	62	60	75	150	23	50	64.5
大 豆	3	1	6	1.5	3	2.5	3	5	2	3	3.0
小 豆	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.5	0.05
菜 豆	…	0.25	1	…	0.375	—	—	…	0.25	—	0.19
ヒ エ	4.5	3	3	5	—	1	2	—	—	3 (精白で1)	2.15
燕 麦	5	7	9	10	12	15	15	30	7	10	12
ナタネ	0.5	—	2	—	—	—	—	—	—	—	0.25
アマ(斤)	350	—	—	550	—	—	—	—	—	—	90

註 … は収穫が皆無か皆無に近いものを示す。

確に測定できないものは除いた。

作物ごとの平均反収を第39表から算出すると第40表の如くである。

第40表 平均反当り収量

(単位 俵)

作物名	水稻	小麦	ライ麦	ソバ	馬鈴薯	大豆	小豆	菜豆	ヒエ	燕麦	ナタネ	アマ (斤)
平均反収	0.46	1.2	3.0	0.19	27.4	0.48	0.04	0.25	1.16	4.44	0.83	300

小豆、菜豆の平均反収を計算するにあたって No. 8 の作付面積および収量は含んでいない。これは小豆と菜豆の作付面積が区別されて出ていないためである。

第40表を一見してわかる如く、自給主食物たる水稻・小麦・ソバおよび販売主作物たる豆類の反収が極めて少ない。馬鈴薯・燕麦・ライ麦などはとくに少ないことはない。第39表にあげた農業収穫のうち、現金化されたもの、すなわち、商品化されたものについてみると第41表の如くである。

第41表 農産物の販売量

(単位 俵)

農家番号 種類	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
馬鈴薯	10	—	—	—	—	—	31	—	5	5	5.1
大豆	2	—	4	—	—	—	2	4	—	2	1.4
菜豆	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	0.1
燕麦	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	0.2
トモロコシ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	0.1
アマ(斤)	350	—	—	550	—	—	—	—	—	—	90

前述した如く、冷害および颱風の被害が著しく、販売されたものは極めて少ない。何も売っていない農家が2戸ある。販売されたものとしては馬鈴薯・大豆・菜豆・燕麦・トモロコシ・アマがあるが、数量および販売農家戸数は極めて少ない。馬鈴薯は4戸が販売し平均5.1俵、大豆は5戸が販売し平均1.4俵であるほかは菜豆・燕麦・トモロコシ・アマは1~2戸がこれを販売しているに過ぎない。

いま、これらの商品化率、即ち総収量に対する販売数量の割合をみると、馬鈴薯が8%、大豆47%、菜豆53%、燕麦2%、アマ100%となっており、豆類の大部分およびアマの全部は換金を目的として作付されていることを知る。

販売されない他の収穫物はすべて、家計の内部または経営の内部で消費されるか、または物々交換されるのである。すなわち馬鈴薯の一部は澱粉とし、小麦の一部はウドンなどと交換されて自家消費される。

第42表 畜産物および家畜の販売状況

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
家畜	綿羊 2	—	—	—	—	仔牛 1	—	—	—	—
畜産物	牛乳10石 卵 400個		牛乳25石 卵1800個	牛乳20石	牛乳20石	牛乳15石	—	牛乳15石	—	—

つぎに畜産物および家畜の販売状況をみると第42表の如くである。調査期間1年間の販売量であるが、畜産物の販売数量は概数である。

家畜の売却頭数は極めて少ない。2戸が売却しているのみである。畜産物の販売農家は10戸中7戸であり、そのうち牛乳のみ販売が5戸、卵のみ販売が1戸、両方を販売している家が1戸となっている。

7. 農家収入

ここで農家収入とは農家の現金収入をさす。農家にとって現金の収支が経済のすべてではなく、現物経済のウエイトはかなり高いといわねばならない。したがって現金の収支のみを農家経済の全体とみなすことはできない。しかしながら、現物経済は正確に把握することが困難であるばかりでなく、これを家計と経営にきびしく分離することも容易ではない。これに対し、現金の収支は把握が比較的容易であるばかりでなく、現代資本主義社会の経済では現金が最も重要な地位をしめている。農家の経済を全体としてみようとするとき、現金経済でみることは可能であると同時に便利でもある。

農家の現金収入を耕種、家畜、薪・木炭販売、林業賃労働、その他の賃労働、補助金、雑および臨時の各収入にわけてみると第43表の如くである。

第43表 農家現金収入

(単位 100円)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
耕種収入	199	—	210	46	14	—	223	156	25	90	96.3
家畜収入	490	38	1,380	734	800	728	—	705	—	—	487.5
薪・木炭販売代	555	—	525	—	525	30	—	—	—	—	163.5
林業賃収入	45	396	—	722	—	—	—	88	155	210	161.6
その他の賃収入	480	128	211	200	—	330	113	50	600	57	216.9
補助金収入	40	—	—	—	—	—	86	150	680	160	111.6
雑収入	—	6	—	—	30	—	300	—	—	—	33.6
臨時収入	—	—	114	—	—	—	—	500	—	—	61.4
計	1,809	568	2,440	1,702	1,369	1,088	722	1,649	1,460	517	1,332.4

第44表によると、各農家により収入源の中心はそれぞれ異なっている。現金収入のなかで家畜収入の最も多い農家が10戸中5戸、林業賃収入の最も多い農家が2戸、薪・木炭販売代、補助金および保険金収入、雑収入の最も多い農家がそれぞれ1戸である。No. 7の雑収入は、生活困窮のため昭和29年10月より、姉から送金をうけたものである。

いま、耕種、家畜収入を合せて農業収入とし、薪・木炭販売代金と林業賃収入とを合せて林業収入とし、その他を一括してその他の収入として三分してその百分率をみると、農業収入は2~65%、平均44%、林業収入は0~70%、平均24%、その他の収入は2~87%、平均32%である。

結論的にいえば、冷害、水害などの不況時においては、林業収入の農家経済にしろるウエイトはかなり大きいようである。開拓地においては、未だ農業経営諸条件の整備過程にあり、冷害、水害などの災害に対する経済的弾力性は極めて弱く、不況時には最もたやすい収入源としての林業収入にこれを求むるか、これをえられぬものは、最も近き労働市場たる林業賃労働の場にこれを求むるためである。

8. 農家支出

農家支出とは収入と同様、ここでも現金支出のことである。農家の現金支出を施設、耕種、家畜、林業、生計費、租税、臨時費に分けてみると第45表の如くであり、これらの百分率、即ち総支出に対する割合は第46表の通りである。

第45表のうち、施設費、耕種支出、家畜支出、林業支出および生計費の内訳については後述する(第47, 48, 49, 50, 51表)。

租税は道民税、町民税、固定資産税、家畜税、馬車税、自転車税などで、所得税はほとんどない。また未納の税金は計上していない。

臨時費というのは、結婚、法事、葬式、出産などに対する不時の出費で経常的でない

第45表 農家現金支出

(単位 100円)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
施設費	100	57	35	—	35	—	104	45	—	35	41.1
耕種支出	441	493	781	351	371	317	656	788	274	361	483.3
家畜支出	427	159	259	172	259	268	120	181	585	60	249.0
林業支出	125	—	90	—	60	—	—	—	—	—	27.5
生計費	1,458	1,203	1,437	1,339	1,069	681	854	1,112	526	899	1,057.8
租税	29	19	30	48	19	17	13	15	3	9	20.2
臨時費	—	—	625	—	—	—	—	—	—	—	62.5
計	2,580	1,931	3,257	1,910	1,813	1,233	1,747	2,141	1,388	1,364	1,941.4

第46表 農家現金支出比率

(%)

種別	農家番号										平均
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	
施設費	4	3	1	—	2	—	6	2	—	3	2
耕種支出	17	26	24	18	21	25	37	37	20	26	25
家畜支出	17	8	8	9	14	21	7	8	42	4	13
林業支出	5	—	3	—	3	—	—	—	—	—	1
生計費	56	62	44	70	59	53	49	52	38	66	55
租税	1	1	1	3	1	1	1	1	0	1	1
臨時費	—	—	19	—	—	—	—	—	—	—	3
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

ものである。

現金支出は最低 128,300 円，最高 325,700 円，平均 194,140 円である。

平均において，現金支出のうち最も多いのは生計費で平均 105,780 円で総支出の 55% にあたる。次いで耕種支出の 48,330 円 (25%)，家畜支出の 24,900 円 (13%) の順となっている。林業支出は極めて少なく 1% である。臨時費は平均では 3% であるが，支出しているのは No. 3 の 1 戸のみであり，これは No. 3 の総支出の 19% にあたるもので，この特定農家についてみれば軽視できない高さである。

つぎに，各戸別に現金支出の百分率をみると，生計費の比率の最も高い農家が 10 戸中 9 戸，他の 1 戸は家畜支出が最も高い。これに次いで高い比率のものは，耕種支出のものが 10 戸中 8 戸，生計費のもの 1 戸，耕種支出と家畜支出の等しいもの 1 戸となる。

いま，施設，耕種および家畜の各支出を農業支出と考え，生計費，租税，臨時費を合せて家計費その他として，第 46 表を農業支出，林業支出，生計費その他に三分しその百分率をみると，農業支出は 27~62%，平均 40%，林業支出は 3 および 5%，平均 1%，生計費その他は 38~73%，平均 59% となる。

施設費，耕種支出，家畜支出，林業支出および生計費の内訳はそれぞれ第 47，48，49，50，51 表の示すところである。

第47表 施設費

(単位 100 円)

種別	農家番号										平均	同%
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10		
新設	—	—	35	—	30	—	104	30	—	5	20.4	50
修繕	100	57	—	—	5	—	—	15	—	30	20.7	50
計	100	57	35	—	35	—	104	45	—	35	41.1	100

第48表 耕種支出

(単位 100円)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均	同%
土地改良費	2	1	3	2	1	2	2	1	3	—	1.7	0
農機具費	36	—	135	96	111	6	3	28	45	12	47.2	10
機具損耗代	—	84	84	—	—	—	160	160	—	—	48.8	10
種苗費	63	79	107	20	90	57	108	150	59	58	79.1	16
肥料費	180	304	357	219	144	227	320	388	110	207	245.6	51
農薬費	40	15	72	7	15	16	36	28	13	27	26.9	6
雇傭労賃	95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.5	2
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	2.3	1
負担金および 特別賦課金	12	10	11	7	10	9	19	24	38	23	16.3	3
農業共済	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0
販売費	9	—	12	—	—	—	8	9	6	11	5.5	1
計	441	493	781	351	371	317	656	788	274	361	483.3	100

第49表 家畜支出

(単位 100円)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均	同%
家畜購入費	—	—	—	—	—	30	27	50	500	—	60.7	24
器具費	30	—	—	—	15	38	—	7	30	20	14.0	6
飼料費	184	34	103	63	58	58	20	8	16	15	55.9	22
家畜共済	90	90	60	55	90	94	67	57	32	24	65.9	27
販売費	12	—	36	21	24	21	—	21	—	—	13.5	5
その他	111	35	60	33	72	27	6	38	7	1	39.0	16
計	427	159	259	172	259	268	120	181	585	60	249.0	100

第50表 林業支出

(単位 100円)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均	同%
炭窯用資材費	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	1.5	6
販売費	25	—	75	—	60	—	—	—	—	—	16	58
雇傭労賃	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	36
計	125	—	90	—	60	—	—	—	—	—	27.5	100

第51表 生 計 費

(単位 100円)

農家番号 種 別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均	同%
光 熱 費	25	11	18	10	16	9	17	20	7	17	15.0	1
飲 食 費	912	1,090	794	1,021	736	498	656	766	388	703	756.4	72
家具什器費	50	—	14	50	—	28	—	—	12	21	17.5	2
衣 料 費	240	6	251	85	85	50	36	115	80	94	104.2	10
教育修養費	78	34	91	76	116	2	52	127	1	1	57.8	5
娯楽慰安費	33	18	16	26	17	22	19	18	16	16	20.1	2
交 通 費	15	10	50	—	60	—	—	—	—	—	13.5	1
交 際 費	30	15	59	24	13	5	10	10	3	3	17.2	2
衛 生 費	69	7	141	42	22	65	61	44	17	42	51.0	5
雑 支 出	6	12	3	5	4	2	3	12	2	2	5.1	0
計	1,458	1,203	1,437	1,339	1,069	681	854	1,112	526	899	1,057.8	100

施設費は新設と修繕とに分れるが、新設はここでは畜舎、堆肥場の新設である。施設の新設費は農器具や家畜の購入費とともに元来は資本的支出であつて、他の損費的支出と同一に取扱うべきではないが、この調査では農家の現金収支のみをとらえて、農家経済の全体を推測しようというわけなので、一応一括して扱うこととした。修繕の大部分は昭和29年9月末の颱風による被害の修繕費である。修繕にあつては、現金支出の雇傭関係はないが、手間替が相当ある。施設費としては新設、修繕が共に50%である。

耕種支出のうち、土地改良費は炭酸カルシウムの自己負担金である。炭酸カルシウムは1トン2,500円であり、内6割(国5割、道1割)の1,500円が補助であり、893円が融資、107円が自己負担である。農機具費は農機具の購入、修繕費であるが、購入費が大部分である。ここでいう機具の損耗代は、各戸とも、共同で自動耕耘機を購入し、出資者の家は勿論のこと、そうでない者の畑の賃おこしをなし、1年足らずで売却したときの利益と損費との差を1戸当にわけた数字であるが、その内訳についてはわからない。自動耕耘機は部落に2台だけはいつたものである。No. 2, No. 3のグループは出資者の家のおこし賃も耕耘による利益として1戸当り損害負担金を出しているが、No. 7, No. 8のグループは出資者の家のおこし賃は除いて損益計算をなしている。すなわちNo. 7, No. 8は、ここにあげた数値より自分の家のおこし賃をひいた値が実際の支出となるわけであるが、前述の如くその内訳はわからない。種苗費は牧草・野菜・豆類・馬鈴薯・デントコーンなどの種子が主なものである。肥料費は過燐酸石灰・硫酸・加里などの購入肥料の代金である。薬剤はBHC、ボルドー粉剤などが主なものである。雇傭労賃は農業雇傭に対する賃金である。設備賃借料とは、前記の自動耕耘機による畑おこし賃であり、販売費は、検査料、手

数料と包装費を含んでいる。

耕種支出の平均は48,330円で、そのうち肥料費が51%をしめて最大となつている。次いで種苗費、農機具費および機具損耗代、農薬費の順となつている。各農家別にみても肥料費が最も大きい。雇傭労賃の平均は2%であるが、支出しているのはNo.1の1戸のみであり、この農家についてみれば相当高い値である。

家畜支出についてみると、器具費は家畜および畜産のための器具のみをここにあげた。飼料費は、ヌカ・フスマ・混合飼料・豆カス・ビートパルプ・脱脂乳・カルシウムなどの購入費であるが燕麦はない。販売費とは販売手数料、検査料であり、その他とは種付料、注射料、装蹄料などである。

家畜支出は平均24,900円であるが、家畜共済保険料が最も多く27%であり、家畜購入費の24%、飼料費の22%がこれについている。

林業支出についてみると、炭窯用資材費とは炭窯用セメントの代金であり、販売費とは包装費のみで、販売手数料は開協を通じて売らないためにかからない。雇傭労賃とは新きりのために雇傭した人に払った賃金である。

林業のための支出のある農家は3戸のみで、販売費56%、雇傭労賃36%となつているが、雇傭労賃は農家単位にみた場合、非常に高い比率となる。

生計費についてみると、食費は主食、副食、調味料、嗜好品の全部を含んでいる。光熱費は燈火費のみであり燃料費は全くかからない。教育修養費のなかには子供の修学旅行費も含めてあり、ここではP. T. A. 会費は就学児童のいない家も年60円かかる。雑支出は寄附金、紛失金などである。

生計費は平均105,780円で、最も多いのは食費の72%である。これは各戸ごとにみても同様である。生計費が比較的少ないのに比し食費の割合が大きく、相当きりつめた生活をしていることが窺える。

食費に次いで、衣料費の10%、教育修養費および衛生費がそれぞれ5%の順となつている。

教育修養費が比較的多いのはNo.5とNo.8である。No.5は子弟を1人遊学させており、No.8は子弟の修学旅行の費用のためである。

衛生費の比較的多いのはNo.3で、持病である神経痛のための医療費がその主なものである。

9. 收支対照および貯蓄負債

1年間の農家の現金収入と現金支出はすでに述べた通りであるが、收支を対照してその差額をみると第52表の通りである。

第52表 農家現金収支対照

(単位 100円)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
収入	1,809	568	2,440	1,702	1,369	1,088	722	1,649	1,460	517	1,332.4
支出	2,580	1,931	3,257	1,910	1,813	1,283	1,747	2,141	1,388	1,364	1,941.4
差額	-771	-1,363	-817	-208	-444	-195	-1,025	-492	72	-847	-609

現物の経済が、すべて農家の内部で収支相殺されると仮定すると、この現金収支の差額が結局は現物を含めた全経済の収支決算と一致する筈である。

現金収支において黒字となつたのはNo. 9の1戸のみで、その他の9戸は赤字である。10戸の平均では60,900円の赤字となる。

一般的に、赤字の最大の理由は、土地の状態にもよるであらうが、冷害の影響とみてよからう。これは反面、開拓地の農家経済が経済的な弾力性に乏しく、冷害、水害などの災害に対して敏感であることを示すものである。

つぎに、各農家ごとに、冷害以外の赤字の原因と思われるものをさぐつてみよう。

No. 1は稼働労力の不足が最大の原因であり、強いていえば生計費全体からみて衣料費が若干多いように思う。No. 2は最も赤字の大なる農家であるが、収入源として賃労働が主であり、極めて収入が少ないのと、前述した共同自動耕耘機の損害分担金などのためである。No. 3は結婚による臨時支出、持病である神経痛の治療費、共同自動耕耘機の損害分担金などの理由による。No. 5は子弟の遊学による教育費が他の家に比し若干多いが、生計費全体も家族数の割に高いように思われる。No. 7は生活困窮による姉よりの送金が収入の最大のものであり、収入は極めて少ない。一方、共同自動耕耘機の損害分担金、経営面積の割に購入肥料費が大であるなど支出がかなり高い。No. 8は共同自動耕耘機の損害分担金、子弟の修学旅行による教育修養費、購入肥料費などの支出がかなり大きい。No. 10は入植後未だ日も浅く、経営も不安定であり、賃労働が収入の中心であつて収入が極めて少ないのが赤字の原因と考えられる。その他のNo. 4とNo. 6の赤字の原因は単に冷害のみによるものと考えられる。

No. 9は7,200円の黒字となつているが、収入の最大なるものが補助金、保険金収入であり、ついで賃労働収入となつており、必ずしも安定した状態にあるものではない。これは後に掲げる農業現金収支対照においてNo. 9が赤字になつていることでも知りうる。

総体的にみて、赤字の原因は支出よりも収入にある。林業賃労働およびその他の賃労働の収入は経験の有無、熟練度、体力などによりおのずから限度があり、従つて耕種収入家畜収入および薪・木炭販売などの比較的安定せる定期的な収入源が必要なわけである。

いま、農業のみの現金収支を対照してみると第53表の如くである。

第53表 農業現金收支対照

(単位 100円)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均
農業収入	689	38	1,590	780	814	728	223	861	25	90	591.6
農業支出	968	709	1,075	523	665	585	880	1,014	859	456	773.4
差額	-279	-671	515	257	149	143	-657	-153	-834	-366	-181.8

この農業収入は第43表の耕種収入および家畜収入の合計であり、農業支出は第45表の施設費、耕種支出および家畜支出の合計である。

農業収入は平均59,160円、農業支出は平均77,340円で18,180円の赤字となる。各戸別にみると、10戸中4戸が黒字であり、6戸が赤字である。黒字の農家はどれも牛乳販売農家である。牛乳販売農家で赤字のものはNo.1とNo.8であるが、No.1は搾乳量が極めて少ないためであり、No.8の赤字額は前にのべた共同自動耕転機の損失分担額にほぼ等しい。

つぎに貯蓄および負債についてみよう。

昭和30年7月現在の貯蓄および負債の状況は第54表の通りである。

第54表 貯蓄と負債

(単位 100円)

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	平均	
貯蓄	866	72	173	1,080	55	1,157	30	245	360	105	414.3	
負債	個人・開協 などより	100	1,200	20	100	1,600	—	1,800	800	30	150	580.0
	政府資金	2,100	2,000	1,451	2,800	1,300	1,300	3,180	2,500	1,500	1,963.1	
	計	2,200	3,200	1,471	2,900	2,900	1,300	4,980	3,300	1,530	1,650	2,543.1

貯蓄は最低3,000円、最高115,700円、平均41,430円である。貯蓄の種類は郵便貯金、簡易保険、組合出資金、農協預金、有価証券などである。第54表において、No.1の貯蓄のうち簡易保険はその現在高がわからぬため1年間の増加のみを計上した。

負債は政府資金をのぞくと平均58,000円で借りていない農家は1戸にすぎない。これは個人または開拓農業協同組合からの負債である。政府資金は営農純資金、現物資金(家畜、農具)、冷害対策資金などで、入地以来の合計額である。平均254,310円となっている。入地年度の早い農家ではすでに償還がはじまっている。

10. 林野の利用状況

農家の現金経済において林業収入のしめる地位についてはすでに述べた如く、平均す

ると現金収入の約2割4分をしめており、とくに耕種収入のない年には収入源として重要なウエイトをもつものであることを知った。

現金収入の面で、林業が農家経済に対してある程度の役割を果たす以外に、林野は農家の生活や農業経営に密接なつながりを有し、いろいろの役割を果たしていることは、容易に考えられることである。しかしこの関係は現金収入の如く数量で表現することは困難である。

林野の利用状況を1表にしてみると第55表の如くである。

第55表 林野の利用状況

農家番号 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
造林	カラマツ (昭28.29) 6反	カラマツ 2年生 900本 3反	カラマツ (昭28) 3反	—	カラマツ (昭28) 1反 ほかに前 入植者植 栽の分 6反	カラマツ (昭28) 1,000本 3反	—	防風林 (昭28)と して2反 歩に植栽 したが現 在残つて いない	—	—
採草	0.2町	0.6町	5町 2,000束	—	離農者の 土地を利 用1町	0.4町 ほかに離 農者の土 地0.4町 計 1,000束	0.2町300 束、ほかに 離農者の 土地4町 2,700束	1町 ほかに離 農者の土 地1町 干草にする	1町500 貫 一部離農 者の土地 も使用	0.5町 干草にする
放牧繋牧	冬のみ 舎飼	120日	2.4町 5箇月位	1.5町 5月～ 11月	2.0町6 5箇月位	牛馬共1 頭につき 100日 一部離農 者の土地 利用	牛馬共1 頭につき 150日	牛・馬 羊 各100日 1町	牛馬共1 頭につき 120日 殆んど離 農者の土 地(1.0町) を利用	120日
木炭販売 量(俵)	50	—	150	—	150	10 (28年に 製炭)	—	—	—	—
薪販売量 (シキ)	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—

上の表において、造林は調査時までの造林実績であり、その他のものは調査した1年間の利用状況である。放牧採草地の面積は、その面積を全面にわたって利用したというのではなく、利用区域の範囲のおおよその面積を示したもので、個々の農家により土地の状況も異なるばかりでなく、実測したものでもないから、正確とはいえない。なお、特別にことわつてある以外はすべて自己配当地内の面積を示してある。

第55表によりみると、造林は10戸中6戸が行っている。ほとんどがこの2、3年間の造林である。面積は少ないが、造林をしようとする意図が一般にみとめられる。造林樹種は、全部カラマツである。

放牧や繫牧がすべての農家において行われる。放牧、繫牧の期間は草のある期間の昼間に行われるものが多い。馬は勿論のこと牛、綿羊までも放牧、繫牧される。これは労働力と飼料の節約に資するところ極めて大である。

次に飼料または畜舎のシキワラ代用となる野草の採草地としての林野が考えられる。またこの草は場合によつては堆肥の原料となる。採草の場所として、自己経営地以外に離農者の土地を利用している者が多い。

放牧採草は農業経営の面への林野の貢献であるが、この他に、農家の生活からみてものがしえないものに薪がある。この開拓地では、現在のところ、自家用薪としてはほとんど開墾に伴つて生ずる伐採木の根株や枝条を利用している。年間使用量は大体 10~20 シキである。

木炭販売農家が 10 戸中 4 戸あり、平均 36 俵である。No. 6 の 10 俵は昭和 28 年に製炭した分である。薪販売農家は 1 戸のみで 20 シキ販売している。

V. 小川開拓地の調査總括

以上数項にわたり説述した調査結果は次の如く総括される。

(1) 小川開拓地の行政区域は瀬棚郡北檜山町大字太櫓村字小川である。昭和 30 年 4 月 1 日瀬棚郡東瀬棚町と合併して北檜山町ができるまでは太櫓郡太櫓村字小川であつた。

小川開拓地の位置は国鉄瀬棚線東瀬棚駅の南方約 14 km, 若松市街の西南方約 6 km の地点にあり、太櫓川の支流小川の上流地帯で、開拓地の東部の一部が民有地、村有地に接するほかは全部国有林によつて囲まれている。

(2) 本開拓地入植前の土地所有関係は大部分が民有で一部は国有林であつた。民有地は従来小川区劃として知られていた地区で、大正の中期には入植戸数 90 に達したほどであつたが、その後、交通、地味、営農計画の不良などにより漸次脱落者を生じ、離農跡地は在村、不在村の多数の地主の所有に歸し、その一半は、カラムツの植栽を見たが、他は放置せられて荒廢し、あるいは二次林の自然成立にまかされていた。

国有林は開拓財産として管理換えを見るまでは東瀬棚営林署の管轄に屬し、往時数度の択伐の結果 ha 当り平均蓄積は約 50~60 m³ であつた。

(3) 本開拓地の入植は 21 年 7 戸を以て始まり、その後入植、離農とめまぐるしかつたが、現在は定着状態良好で現入植総戸数は 56 である。

(4) 本開拓地は標高 150~330 m の波状丘陵地帯といえるが、西南部は高台地をなし東北方に向い数条の沢が走り、その沢も更に小沢に細分されている。沢沿いにはかなりの急傾斜地もある。可耕地は主に台地や二つの沢の間に介在する平坦地にある。

(5) 地質は大部分第四紀新層に屬し、土性は火山灰性埴壤土ないし壤土で深度 20 cm

内外、上部は腐植質を含み暗褐色ないし黒褐色を呈し、荒廢地はやや酸性が強い。旧国有林は壤土で腐植質も比較的多く地味も土性も悪くない。全地区を通じ石礫はない。

(6) 植生のうち、沢沿いの急傾斜地には多数の広葉樹が混生し一応の林相を保っているが、これは土砂防止林の役目を持つており、普通の伐採利用は許されない。

旧民有地の天然生二次林の蓄積は町当たり約100石ほどあつたようで、また、未開墾の旧国有林のうちには広葉樹を主としてha当たり約50~60m³が残存している。

(7) 太櫓村一般は西に日本海を控え暖流の影響を受け比較的温暖で昼夜の温度差も割に少ない。5~9月の農耕期間における平均気温は15.4°Cで、最高は8月中旬の26.6°Cである。年降雨総量は約1500mmで最多は9月、春季少なく盛夏より秋季にかけ多くなる傾向にある。

開拓地の初霜は10月上旬、晩霜は5月中旬で、無霜日数は約140日である。

(8) 小川開拓地の土地総面積は925.3町で、元所有別は民有819.5町、国有林105.8町である。このうち、671.2町は24年道開拓計画課により、196.7町については26年道開発局によりそれぞれ地区開拓計画がたてられたが、残りの元国有林57.4町には緊急開拓として5戸入植している。

(9) 耕地全面積は約441町で全地積の4.8割弱、薪炭林地と採草地を含む附帯地は222町、2.4割弱、防災施設(土砂防止林)189町、2割強を占む。なお、附帯地中新炭林27.7町、採草地8.5町は共同使用に属す。

地区計画による1戸当り経営面積は大体10町で、畑6.4~7.3町、採草地0.9~1.7町、薪炭林1.4~1.7町、宅地はいずれも2反である。

(10) 現実の配当面積は、その確定せるもの42戸について、9町以下9戸、9~11町16戸、11町以上17戸でその平均は9.8町で、可耕地面積の範囲は2.9~11.9町、平均6.84町、附帯地は1.1~7.1町、平均3.49町である。

(11) 入植者総戸数は56、総人口250(男128人、女122人)、1世帯平均4.5人である。稼働者総数131で、男69、女62である。

入植者の前職は56戸中49戸が農業で、ほかは日雇、会社員などがわずか含まれている。出身県は香川が全数の半を占め、道内、長野、宮城が8~9戸、引揚4戸である。

2人世帯が特に多いほかは3~7人がほぼ同じくらいである。15歳以下は108人で多い反面、51歳以上はきわめて少ない。現在までの総入植世帯数は92で、定着率は6割で成績は良くない。

(12) 交通は若松市街開拓地間は6kmで、以前の町村道が開拓道路として改修されたが保線も不充分であり路線も立派とはいえず、また、定期的交通施設はない。しかし、北檜山町より若松市街を通じ久遠村に至る路線は二級国道で申分なく、会社のバスが1日3

往復している。

(13) 通信は若松市街に郵便局があつて、局の集配人が毎日1回小川小・中学校まで郵便物の集配にくる。開拓者各戸は28年よりラジオの共同聴取をしている。放送は若松市街地農協事務所より行う。若松市街地は最寄りの市場で、ここで生産物の販売、生活物資、生産用諸消耗品の購入が行われる。

(14) 教育施設としては地区内に小川小・中学校1校あり、小学2学級、中学1学級、生徒数合計92、職員は校長とも4名である。なお若松市街には中学校と定時制高校がある。

地区内には保健衛生施設は全然ないが、若松に道立診療所がある。最近開拓保健婦1名が診療所に配置された。

住宅は概して粗末で保温衛生上芳しくない。用水はほとんど流水を利用している。電灯施設はもちろんなく、主として石油ランプに依存している。

(15) 29年度末までに本地区に支出された各種政府資金総額は約639万円で、仮に現在入植者56戸を対象とすると1戸当たり約11.4万円となる。総額の47%強は現金支給である一般営農資金で、土壌改良資材資金は最小で46万円強、農機具と家畜導入の両資金が残余をほぼ折半している。

政府資金の償還も既に27年度より始まつており、29年度末で総額14万円である。

(16) 現在までに支出された開墾補助金総額は約538万円、住宅補助金は63棟、500万円である。

(17) 開拓建設工事は地区内の農道建設が主なるもので、29年度末までに延長約24km、金額1320万円に達した。農道のほかには若干の火薬抜根と暗渠の施行がある。

(18) 29年度末までの開墾済み総面積は212.5町で、これは耕地総面積の58%に当り1戸平均耕地面積6.5町に対し3.8町である。太櫓村全開拓地については開墾進捗率69%、1戸平均では耕地5.9町に対し4町余であるから、本地区は幾分下位にある。

(19) 太櫓村の農業経営形態は土質、地味、地勢などにより異なるも、概論すれば畑田兼営の穀菽経営、または畑専営の混同経営が適する。本開拓地はその立地的関係から酪農を主とし、大小豆・馬鈴薯などを配した混同農業を採用している。

(20) 生産手段たる農機具はまだ充分に行きわたつていない。飼養家畜中馬は1戸当り0.75頭、成牛は1戸当り0.4頭にすぎないが、牛はやや急速に増加の傾向にある。家畜飼養による自給肥料生産量は厩肥126,000貫、堆肥5,600貫であるが、堆肥盤は僅かに4を数えるのみである。

(21) 作付総面積は166.3町で開墾面積212.5町に対し7.9割弱にあたる。個人別では最大7.2町、最小1.0町で、1戸平均3.08町である。

(22) 作付面積の最大の作物は大豆で全体の1/5強を占め、小豆・菜豆を合すると48町となる。燕麦・牧草・デントコーン等飼料用作物は58町余(緑肥的のものも含め)となり全面積の1/3強を占む。馬鈴薯は15町で主要作物の一つである。亜麻・菜種などの特用工芸作物は少ない。

(23) 馬の飼養数は42で1戸当り0.75頭、入植者の6.4割強が飼育している。太櫓村全体では8割である。牛の飼育数は40で1戸当り0.7頭、総農家の5.7割が飼育している。太櫓村全体では5.6割で共に少ない。綿羊は1戸当り0.8頭強で全入植者の半数あまりが所有しているに過ぎない。

(24) 現在搾乳牛は12頭である。昨年度の生産牛乳代は85.7万円で開協抜きの生産物価額の過半を占めた。今後乳牛数は加速度的に増加するものと思われる。現在地区内には畜産関係施設は一つもない。

(25) 土砂防止林は総面積約200町(地区計の分のほかに緊急開拓地の分を加う)、地区面積の2割以上を占め、現在は開拓財産で道が管理しているが、所属換えのあかつき、林相の維持される限度内で林木利用を期待し得られないこともない。

防風林は目下ないが地区に応じて設ける必要がある。

人工造林は29、30両年にカラマツを4,75町植栽した。

(26) 薪炭林地は面積約150町、地区面積の1.6割余にあたり、将来は各自使用量の約半をこれに求めようとの方針であるが、これが実現には新植は元より、補植、手入れに充分努めねばならない。ここ数年燃材は屑材で間に合うし、生立木はなるべく温存しようとしている。

(27) 現在炭窯19基あり、昨年度木炭生産高は4,000貫、19.6万円で雑穀その他の販売代金より4万円多かつた。製炭資材は配当地内林木のほか、国有林より払下げを受けている。

(28) 農閑期利用の斫伐賃労働は入植者の出身地、前歴などの関係であまり多くないが、冷害年など特殊の場合には周囲の国有林で造材を実施している関係で事情が違ってくる。

国有林の斫伐業務が造林業務に移るにつれ、この種の賃労働の機会が恵まれる。

(29) 入植時、地区内の林木の存在により、地主の取去木材の造材に従事して労賃を得たり、または用薪材を廉価に入手することができた。

(30) 太櫓村開拓農業協同組合は昭和24年3月設立の出資組合で、現在、北檜山町字太櫓村と大字良瑠石村を区域とする。関係開拓地区として小川のほか8地区を含み、総組合員数137にして、小川地区は56である。開協の下部組織として各地区の班の下に推進体がある。

(31) 本開協の主なる事業は信用、購買、販売、共同利用施設、開拓地の諸工事関係などであるが、一般農協と連絡提携している。現有産業施設は農業倉庫、澱粉工場各1棟5トン貨物自動車1台である。購買事業では日常生活物資をも扱いたい意図である。

販売事業では共販態勢の強化、加工製造事業では澱粉製造拡充確立を期している。

昨年度扱い建設事業総金額は約1,600万円である。

(32) 本組合の経理処理は適確で、資金の転貸処理、各種補助金の受払処理状況も良好と認められ、その総合的結果として、優良開拓農協、償還優良組合などとして数回記事その他より表彰されており、組合員の営農基礎確立に大きな役割りを果たしている。

以下は農家経済調査の分の総括である。

(33) 56戸のうち10戸を調査農家として選び、各農家の経済調査を行った。10戸のうち6戸が香川県出身者である。

(34) 配当地は平均107反で、そのうち48.6反が現入植者によりこれまでに開墾されたものである。作付面積は28~71.5反、平均39.9反、附帯地としての林野は平均45.1反である。

(35) 開墾は4~6年の間に一応終るか、またはその後の面積が極めて小さくなる。同様に、作付面積も4~5年後は増加の勢がにぶるか、面積に変化のないものもでてくる。

(36) 家族数は平均5.3人、自家農業従事者数は2~5人、平均2.8人である。自家農業従事日数は、稼働力不足による中学生の手伝などをのぞいて、1戸当り年間500日、1人当り179日である。林業賃労働従事者は平均0.6人、37日、農業賃労働従事者は平均0.3人、3日、その他の賃労働従事者は0.9人、24日、炭焼・薪採取日数は41日である。

(37) 林業賃労働従事日数と炭焼・薪採取日数を合せた林業従事日数の年間稼働日数に対する割合は、平均12.6%であり、自家労働力配分上、重要なウエイトをもつものでない。

(38) 農業雇傭労働力を必要とした農家は1戸である。いま、自家農業従事者の延人数と農業雇傭労働力の延人数を加え、これを作付面積で除して反当り投下労働力を求めると、6~23日、平均14日である。

(39) 馬は平均1.1頭、牛は平均1.5頭が飼育されている。綿羊・鶏の飼育が割合に普及している。

(40) 農機具の所有状況は平均1をこえるものはプラオの1.1のみである。

(41) 住宅は寒さをしのぐに充分とはいえないが比較的とのついている。畜舎、物置納屋などは充分とはいえない。

(42) 入植後現在までの払下立木石数は184~3,000石、平均981石であり、昭22、23年の初期入植者は相当多量に払下げをうけたようである。

(43) 肥料の施用量は少なくない。過磷酸は反当り5.9貫、硫酸4貫である。

(44) 昭和29, 30年ともに, 作付面積で最も多いのは大豆であり, 大豆・小豆・菜豆などの豆類の面積は作付全面積に対し, 平均それぞれ22%, 19%となつている。

(45) 作物の反収は, たとえば水稻0.5俵, 小麦1.2俵, ライ麦3.0俵, ソバ0.2俵, 馬鈴薯27.4俵, 大豆0.5俵, 小豆0.04俵, 菜豆0.3俵, 燕麥4.4俵であつて, 馬鈴薯, 燕麥, ライ麦をのぞいて, 極めて悪い。これは冷害と9月末の颱風の影響による。

(46) 収穫物の販売は極めて少量で, 売りたいくても売れるものがない実状にあるといえる。これは収量が極めて少ないにもかかわらず, 販売作物の商品化率, 即ち総収量に対する販売数量の割合が比較的高いことによつて知りうる。商品化率はたとえば, 大豆47%, 菜豆53%, 亜麻100%, 馬鈴薯8%である。

(47) 家畜の売却頭数は極めて少ない。牛乳は10戸のうち6戸が販売している。

(48) 農家現金収入の総額は平均133,240円であるが, そのうち最も多いのは家畜収入の48,750円, 37%, 次いでその他の賃収入の16%で, 耕種収入は9,630円で7%にすぎない。

(49) 林業賃収入は平均16,160円, 12%, 薪・木炭の販売代は16,350円, 12%で, 合せて24%であり, 冷害などによる耕種収入のない時においては林業収入の農家経済にしめるウエイトはかなり大なるものがある。

(50) 農家現金支出は平均194,140円で, そのうち55%が生計費である。耕種支出の25%, 家畜支出の13%がこれに次いでいる。

施設費, 林業支出, 租税, 臨時費はいずれも数%にすぎない。臨時費は平均3%であるが, 支出農家は1戸であり, その農家の支出総額の19%にあたり, 農家単位にみた場合軽視できないものである。

(51) 耕種支出のうちで最も多いのは肥料費の51%である。種苗費は16%, 農機具費, 機具損耗代がそれぞれ10%でこれに次いでいる。

雇傭労賃は平均2%であるが, 個々の農家においてはかなりの高額となる。

(52) 家畜支出においては, 家畜共済保険料27%が最も多く, 家畜購入費24%, 飼料費22%がこれに次いでいる。

(53) 生計費においては, 食費72%, 衣料費10%, 教育修養費と衛生費がそれぞれ5%の順となつている。

(54) 農家の現金収支を対照すると, 平均で60,900円の赤字である。各農家ごとにみると, 黒字の農家は1戸のみで9戸は赤字である。

一般に赤字の原因は, 冷害のために耕種収入がほとんどないためである。さらに, 家畜収入および木炭・薪販売代, 林業およびその他の賃労働などの収入も全くないかあるいは少ないことに基因する。

(55) 農業のみの現金収支をみると平均で18,180円の赤字である。農家ごとにも10戸のうち6戸が赤字で、黒字農家は4戸である。黒字農家はいずれも牛乳を販売している家である。

(56) 貯蓄は平均41,430円、負債は政府資金196,310円、個人その他よりの負債が58,000円である。貯蓄の最高は115,700円である。

(57) 林野の利用は採草、放牧など、すべての農家がこれを利用している。造林も10戸のうち6戸がこれを行っている。

木炭は10戸中4戸、薪は1戸がそれぞれ販売している。

生産手段たる飼養家畜頭数および農機具所有状況につき農家経済調査の対象にとつた10戸の農家の平均と小川開拓地全体の平均とをくらべると、経済調査の対象とした農家の方が高い。すなわち、小川開拓地のなかでは経営的にみて比較的に良い農家が経済調査の対象にとられたようである。しかし、これらの農家も収支対照で知るごとく、極めて低い生活条件にあるように思われる。

結 言

本開拓地は豆類を販売主作物とする主畜農業経営を目標としているが、その初期段階においては入植者詮衡の欠陥などにもとずき多くの離農者を出したが、現在ではほぼ安定した状態にある。しかし、昭和28年に引続く29年の冷害により作物の収穫量は極めて少なく、収入源を耕種収入以外のなにかに求めねばならない実状にあつて、農家経済は概して良好でない。

開拓地においては、最近乳牛の増加傾向が明かにみられるが、農業経営の諸条件は概してまだ極めて不十分である。したがつて、経済的に甚だしい不安定の状態にあり、農家経済は極めて弾力性に乏しいものといわなければならない。

本開拓地は、その立地の関係上広大な土砂攔止林を含んではいるが、これを算外に置いても、薪炭林野の面積は地区面積の1.6割にもおよび、また開墾地上には自然生樹木や人工植栽木が存在していたし、更に地区の大半はほとんど国有林にかこまれているなどの現実より、林野と営農あるいは農家の生活との関連が大きいことは自から明かなことで、営農基礎のまだ確立していないところに冷害を受けた農家経済において、林業ないし林野がどんな役割を果たしたかは次の如く要約される。

まず、現金収入の面についてみると、個々の農家によつて異なるが林業賃労働と薪・木炭採取などの林産物販売による収入は総収入に対して24%であり、林業収入の家計において果す役割はかなり大なるものがある。冷害による耕種収入減をある程度これにより

カバーしたものと考えられる。

なお、林業賃労働は主として隣接国有林におけるものであり、林産収入は自己配当地内の林木の利用が主である。

次に、自家労働力の配分関係からみると、林業賃労働と林産物取得のための労働日数は合せて年間稼働日数の約 13% にすぎない。自家労働配分上からいえば林業賃労働と林産取得のための労働力は重要なウエイトをもつものではない。すなわち、林業労働への従事は農業経営に支障をきたすほどの労働量ではないようである。

林野の利用状況についてみると、利用程度は極めて強いものがある。放牧や繋牧は調査農家全戸がこれを行っており、採草も多少ともこれを行っている。

林野の必要性を感じていることは、造林がここ数年来行われかけていることや、また一般に現存立木の温存を念頭に置いていることでも窺いうる。

以上要するに、この開拓地経営において農林提携は一応比較的密接で、営農に支障をきたさぬ程度の林業労働の従事によつて、比較的大きい取得を上げて農家の家計に貢献しており、林野も家畜飼育に欠くことをえぬ役割を演じているといえる。しかしながら、この林業収入の農家収入における重要度はいく分恒常性を欠くきらいがないわけではない。すなわち、従来において地区内の林産利用により農家経営が支持されてきた反面、現在における所有林木蓄積の減少涸渇は一部をのぞきほとんどの農家にいうることであるから、現存林木の温存手入や造林木の育成管理によつて林産の断層を生ずることのないよう、換言すれば林業収入に永続性を持たせ、単に耕種収入源の補充ということから一步を進めて、農家経済を豊かにするのに役立つことが必要であり、またこれに関連してその機能を失わない限度において土砂防止林の合理的経営により林産利用を大いに企図する必要がある。

更に、現在家畜の飼養面や直接営農上林野の利用が役立つ以上の、林野の合理的取扱いによりその内容を充実したものとし、所有する林野の集約的利用を心がけることは営農を安定させるための農業自身の諸条件を整備することとともに最も必要なことと思われる。

Summary

It is a self-evident fact that the connection between farm management and the utilization of forest lands is so intimate that farm management can not be farther developed without subsidiary use of forest lands. The physical and social-economic conditions of the lands now awaiting development are generally of very low grade. It is the writers' ardent desire to understand clearly in what form and to what degree the utilization of forest lands has been contributing in farm management under the unfavorable conditions of the newly developed lands.

In farm management on these lands, the degree of intimate connection between agriculture and forestry differed according to the site conditions, therefore the form of farm operations, etc. From this point of view, we have already treated two newly developed lands of which the site conditions are different and reported in the Research Bulletins of the College Experiment Forests, Hokkaido University.

As a continuation of these investigations, we have analysed a newly developed land "The Kogawa-Kaitakuchi" in the southern part of Hokkaido. The physical and social-economic conditions of "The Kogawa-Kaitakuchi" are different from those of the two previously treated lands.

The obtained results are summarized as follows.

1. Production means in the farm management are generally not yet sufficiently arranged. Accelerated by low temperature in recent years, farmers' economy is very bad and unstable.

2. Forestry incomes, that is, total wage incomes from forest labour and cash incomes from the sale of forest products, are equivalent to 24% of whole cash receipts and can be recognized to occupy an important situation in the farmer's economy.

3. Working days in the forest for obtaining wages and forest products correspond to 12% of whole working days in a year and have no important weight in distribution of families labour power. Namely, the working days of forest labour are not so many as to become a big problem in the farm management.

4. Forest lands are utilized comparatively well, as to grazing, grass gathering, and charcoal making utilizing the timber, and reforestation has just been set on foot.

In conclusion, the connection of agriculture and forestry in this area is found to be pretty intimate apparently. However, it can be conceived that the situation of forestry incomes in farmer's economy is not usual. In other words, it seems to be an exceptional case that may probably be derived by the lack of farm income from injury by low temperature.

But it is sure that the importance of forest labour in farmer's economy is more significant for farmers belonging to the lower grade than for those who are better off.

By carrying out rational forest management in future, the farmers might plenti-

fully obtain much more forest products. Then, forestry incomes must have a role not only to balance the lack of farm income but to make farmer's economy rich.

By reason of this, the existing erosion control forests should have plan of rational treatment to utilize the timber products to the utmost as far as the special function of the forests is accomplished. Also, to increase the productive power of forest land is very important for livestock breeding.

The writers believe that it is highly necessary to manage forest lands by reasonable and fitting means in order to stabilize farm operations.